

1. 宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会の報告
2. 佐用町台風第9号災害検証委員会の報告
3. 兵庫県台風第9号災害検証委員会の報告

宍粟市台風第 9 号災害検証及び  
復興計画検討委員会の報告

宍粟市

# 宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会

## 提 言 書

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

宍粟市においては平素より、日々の安全と安心の暮らしの確保を含めた市民の公共の福祉の向上にご精励いただいておりますことについて感謝申し上げます。

さて、平成22年1月25日、市長より委員委嘱を受けました宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画委員会として、この間、5回におよぶ検討委員会、延べ7回におよぶ部会を開催し、厳正かつ慎重に災害対策についての検証及び今後の復興に向けた計画についての検討を行いました。

つきましては、委員会としてその検証・検討内容を別紙『宍粟市災害復興計画(案)』として取りまとめましたので資料の提出を以て提言といたします。

なお、近年、台風の接近や前線の停滞等に関わらず限られた範囲に集中的に大量の雨が降る、いわゆる「ゲリラ豪雨」と称される豪雨が頻繁に発生しており、特に本市の場合は、その地理的・地勢的要因からゲリラ豪雨が発生する確率が高いものと推察されます。

このことから、今後、宍粟市が策定される『宍粟市総合計画後期基本計画』『宍粟市地域防災計画』等の諸計画について、本提言の趣旨をご理解いただき、この旨を反映した計画とされることを望みます。

加えて、自然災害についてはその事案ごとに多種多様な形態・内容となることから、今後の災害対策に関して、補完または見直し等の必要が生じた場合には、速やかに市民を加えた検討・協議を進められ、市民と行政との協働による市民が安全で安心して暮らせるための災害対策の構築に努められるようお願い致します。

平成22年7月 日

宍粟市長 田 路 勝 様

宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会

委員長 小 林 正 一

## ～人の和（わ）で命を守るまちづくり～

### 【提言の骨子】

今回の水害は私たちに多くの試練と教訓を残しました。

幸いにして尊い人命を失うことはありませんでしたが、物心両面に受けた被害は大きく、そこから立ち直るためには行政の支援は勿論のこと、私たちが失いかけた近隣住民との絆の大切さを痛感したところです。

当委員会が調査研究してきた災害時における行政の対応や地域住民の取組みから見えてきたこと、それは災害に強いまちづくりを行うためには、「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たし、密接に連携することが「人の和（わ）で命を守るまちづくり」に繋がるものとの確信でした。

#### 自助について

災害時には、自分の命は自分で守ることがすべての基本になります。

今回の災害の被災者アンケートでも市内で避難された方 112 人中 41 人の方が「自己又は家族の判断」によるとされており、また、あえて避難をされなかった方の 82%が「自己決定」となっております。

しかし、正しい自己判断をするためには、正しい情報と経験の積み重ねと知識が必要となります。

特に水害の場合は、安全な避難が何より大切であり、そのためには日頃から「避難する場合はどのルートが最も安全か」また「避難の際に障害になるものはないか」などを家族で話し合うことなどが大事であると思います。また、今後は「自分の住居は、完全に安全な場所ではない。」との意識付けと市民自らが行政からの防災情報を有効に活用する個人の防災知識の向上が必要です。

#### 共助について

自分たちの地域は住民が協力し合ってみんなで守る取組みが共助です。

大災害の場合は個人の力では対応できないことでも地域で力を合わせれば可能となるものが多くあります。

今回の水害を検証する中で、自主防災組織の果たす役割が非常に大きいことが明らかとなりました。

身の危険を感じる増水の中、ひとりの犠牲者も出さなかったことは、地域における消防団や自主防災組織が一丸となって避難誘導を行ったことが大きな要因となっております。

更に、地域による避難所の開設や被災後の復旧においても疲労困ぱいの中、自主防災組織独自による「災害対策本部」の設置など地域の力強さを見ることができました。

こうした教訓から、今後は自主防災組織の更なる強化をはかり、地域全体で高齢者や子ども、障がい者を災害から守る取組みの充実が必要です。

そのためには、すべての自主防災組織が自主避難所への経路を地域住民全員で確認し、また、要援護者の把握や避難者の確認を行うルールなどを話し合っていく必要があります。

さらに、地域社会の構成員として企業や各種業界との災害応援協定など災害時には、そ



それぞれのノウハウが有機的に発揮されるしくみづくりを進める必要があります。

また、市内には 157 の自治会があることから、自治会間や各町間のボランティア支援なども復興に向けた大きな力になると思われます。

今回の大きな水害を乗り越ったことを誇りにできる、更に地域に住んで良かったと思えるまちづくり「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を進めていく必要があります。

## 公助について

今回の水害では、道路・電気・水道・通信等が壊滅的な被害を受けて孤立した一宮町福知地区や一宮町草木・千町地区での自衛隊や兵庫県防災ヘリの救援活動は、地域の住民を大きく勇気付けてくれました。

また、大量に発生した災害ゴミの除去・運搬に際しての地域住民の協力はもとより、他の自治体からの応援は心強く、被災で折れかけた心をボランティアの皆さんと共に支えていただきました。

今回の災害を教訓として、行政関係機関が市民の命と財産を守るために更なる連携を深め、いつ起こるかわからない災害への対応に万全を期すよう望みます。

さらに、広い公助の意味では災害後における被災者支援制度や社会基盤の復旧・復興事業が当てはまると考えます。各種の被災者支援制度は、被災者個々の救済を目的としておりますが、ひいては地域全体の取り組みとして「共助」が発揮され生活の安定に大きく寄与したものと思われます。

また、災害に強いまちづくりとして「被災からよみがえり、力強く羽ばたく地域の再生」を災害復興に向けた基本理念とし、行政関係機関と市民が一体となった取り組みをそれぞれの分野で展開することが急務であります。

## 自助・共助・公助の連携のために必要な情報

これまで述べた「自助」「共助」「公助」がそれぞれの役割を果たすためには、情報の共有が最も重要です。

今回の災害では予測を上回る水位の上昇があったとは言え、市民への情報提供は不十分な状況であると言わざるを得ません。また、電話の不通や光ファイバーの断線による情報の断絶など、市民は情報不足による不安な日々を過ごすこととなりました。

こうしたことから、宍粟市においては、平成 22 年 12 月末には市内全戸に「しーたん通信」が配備されることとなっております。このシステムは光ファイバー網を活用したものであることから断線のリスクがあるものの迅速な情報提供には有効な手段であると言えます。

なお、断線などにより情報提供の困難な地域が発生した場合は、衛星電話などの活用が望まれます。

終わりに災害時において必要とされる情報を例示し「人の和（わ）で命を守るまちづくり」に向けた提言とします。

### 【必要とされる情報の例示】

①気象情報②降雨状況③被災状況（電気、水道、通行止め等）③河川の水位情報④広域避難所開設情報⑤警戒又は対策本部の設置情報⑥避難情報など

(提言資料)

**被災からよみがえり、力強く羽ばたく地域の再生**

**～人の和（わ）で命を守るまちづくり～**

**宍粟市災害復興計画（案）**

宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会

平成22年7月

## 目 次

- 1 章. 災害復興計画策定の趣旨
  - 1-1. 趣旨
  - 1-2. 策定方針
- 2 章. 気象及び被害の状況など
  - 2-1. 気象状況
  - 2-2. 被害状況
    - I. 洪水被害の状況
    - II. 被害の概要
  - 2-3. 被災者・被災地に対する支援
- 3 章. 地域の意向
  - 3-1. アンケート調査による主な意見等
    - I. 被災者アンケート調査の概要と結果・分析
    - II. 自治会長アンケート調査の概要と結果・分析
    - III. 消防団活動記録の概要と結果・分析
    - IV. 関係自治会聴き取り調査の概要と結果・分析
  - 3-2. 地区別懇談会での主な意見等
    - I. 地区別懇談会の概要
    - II. 地区別懇談会での主な意見
- 4 章. 災害の検証と対策
  - 4-1. 防災体制、関係機関との連携
    - 1. 市の防災体制
      - (1)職員の参集・配備体制
      - (2)対策本部の活動
      - (3)市民への防災啓発
    - 2. 地域防災体制・活動
      - (1)消防団の体制・活動
      - (2)自主防災組織の体制・活動
    - 3. 防災関係機関の情報共有
      - (1)情報管理と伝達体制
    - 4. 広域応援体制
      - (1)県他市町等の応援
    - 5. 支援拠点の運営
      - (1)被災者支援制度等
      - (2)救援物資、義援金の対応等

※ページ番号は、アンケート結果等の資料を差し込む予定であるため、委員会資料では付番していません。

#### 4-2. 災害情報の伝達・避難の実施等

##### 1. 避難の基準

(1)避難勧告による避難

(2)自主避難

##### 2. 避難情報の伝達

(1)住民への伝達方法等

(2)住民への伝達内容等

##### 3. 避難の実施

(1)避難経路と避難誘導

##### 4. 避難所の設置・運営

(1)避難所の適否

(2)避難所の開設状況

(3)避難所の問題点

#### 4-3. 被災者支援・災害ボランティア等に関すること

1. 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

#### 5章. 復興に向けた基本方針と目標

##### 5-1. 基本方針

##### 5-2. 計画の目標

##### 5-3. 計画の期間

##### 5-4. 計画の位置づけ

#### 6章. 復興の施策

##### 6-1. 応急対応と被災施設の早期の復旧

##### 6-2. 災害に強い森づくり

##### 6-3. 道路・河川改修の促進

##### 6-4. 地域再生のための行政と地域との一体的な取り組み

1. 農業

2. 林業

3. 観光

4. 地域づくり

## 1 章. 災害復興計画策定の趣旨

### 1-1. 趣旨

平成 21 年 8 月 9 日から 10 日にかけて宍粟市を襲った台風第 9 号による豪雨は、宍粟市の全域にわたり未曾有の被害をもたらしました。

被害は、家屋・事業所等の浸水・土石流の流入被害をはじめ、河川、道路、農地、農業用施設、林業施設・事業所施設等の損壊、農作物・畜産物・工業製品・商品の被害など多岐多様にわたる内容となりました。

この度の災害では、幸いにも人命に関わる被害は無かったものの、被災者並びに被災支援関係者の精神面での負担も大きく、表面には現れにくい内面的な被災も甚大なものとなりました。

災害による甚大な被害は、災害後の避難や住宅再建、事業の再開など復興の苦しみを多くの市民に及ぼすとともに、その復旧・復興が長期化するほど、地域、さらには自治体全体の活力を衰退させてしまうことがあります。

このような状態にならないために、また長期化しないために、一日も早く地域が復興して元の暮らしを取り戻すことは必要不可欠なことです。

この度の災害が契機となり、同じような被害が起こらないための安全で安心のまちづくりが推進することが重要であり、そのためには、宍粟市が進める「参画と協働のまちづくり」に、まちの豊かな自然・文化・伝統などを活用した新たな視点を加えるなど、地域と連携・協働しながら、まち全体が被災からよみがえり、力強く羽ばたき再生する『人の和（わ）で命を守るまちづくり』の実現をめざしていくことが必要です。

### 1-2. 策定方針

この度の災害は、各地域の市民の皆さんが、地域の防災や災害に強いまちづくりを考えるきっかけとなりました。

災害復興計画の基本方針や目標を設定し計画をつくるためには、地域の特性や意向、また復興に対する地域の思いを十分に反映することが不可欠です。

計画の策定にあたっては、宍粟市が実施した被災者アンケートや自治会長アンケート、消防団活動記録に加え、被害の大きかった自治会長への聴き取り調査、さらには中学校区単位で開催した地区別懇談会における意見などを十分に踏まえ、市民と行政関係機関が一体となり、「宍粟市台風第 9 号災害検証及び復興計画検討委員会（以下「委員会」という。）」として策定しました。

## 2章. 気象及び被害の状況など

### 2-1. 気象状況

#### (1) 降雨の状況

宍粟市が位置する播磨北西部は、平成 21 年台風第 9 号により豪雨が集中し、時間最大雨量として千種で 71 ミリ、一宮町三方で 63 ミリという記録的な豪雨を観測しました。

また、24 時間雨量は千種町で 251 ミリ、波賀町引原で 216 ミリ、一宮町桑垣で 205 ミリ、一宮町神戸で 191 ミリ、山崎で 135 ミリが観測されるなど、特に市北部地域に大量の雨が長時間にわたり集中しました。

これらの観測雨量は当時の下三方小学校が土砂に押し潰された昭和 51 年の下三方地区土砂災害時の雨量 (217 ミリ：一宮観測所)、揖保川に架かる神河橋が流出した平成 2 年の豪雨災害時の雨量 (266 ミリ：一宮観測所) に相当するものでした。

#### 《市内の主な観測所における雨量》

観測地点	桑垣	戸倉	引原	三方	神戸	山崎	千種
時間最大	50mm	37mm	44mm	63mm	61mm	13mm	71mm
24 時間	205mm	129mm	216mm	-	191mm	135mm	251mm

※三方観測点におけるデータは 9 日 9 時～16 時の記録が欠落している。

#### (2) 水位の状況

平成 21 年台風 9 号による洪水で、揖保川並びに千種川の水位は上昇し、揖保川三軒家水位観測点では最高水位が 4.57 メートルを記録、揖保川曲里水位観測点では最高水位が 4.56 メートルを記録、千種川千種水位観測点では最高水位が 2.63 メートルを記録しました。

この水位は、揖保川三軒家水位観測点においては危険水位を約 1.4 メートル超えるものであり、揖保川においては平成 16 年台風 16 号による洪水時の最高水位より約 0.5 メートル高い水位が記録されました。

また、長時間による豪雨は、危険水位も長時間におよび、揖保川三軒家水位観測点においては 9 日 23 時から 10 日 5 時までの 6 時間にわたって危険水位を超える水位が観測されました。

《市内の主な観測所における水位》

観測地点	上野	西深	曲里	三軒家	山崎第二	千種
水防団待機水位	2.00m	2.50m	2.00m	2.00m	2.30m	1.10m
氾濫注意水位	2.80m	3.30m	3.00m	3.00m	3.60m	1.60m
危険水位	-	-	-	3.20m	4.30m	2.80m
最大水位	3.34m	4.22m	4.56m	4.57m	3.71m	2.63m
水防団待機水位時間	9/21:00 ~ 10/19:00	9/23:00 ~ 10/ 3:00	9/22:00 ~ 10/18:00	9/21:00 ~ 10/18:00	9/24:00 ~ 10/ 7:00	9/16:00 ~ 10/10:00
氾濫注意水位時間	9/22:00 ~ 10/ 1:00	9/23:00 ~ 10/ 2:00	9/24:00 ~ 10/ 6:00	9/23:00 ~ 10/ 6:00	10/ 1:00 ~ 10/ 2:00	9/21:00 ~ 10/3:00
危険水位時間	-	-	-	9/23:00 ~ 10/ 5:00	-	-

## 2-2. 被害状況

平成 21 年台風第 9 号による豪雨被害は人命に関わる被害は無かったものの、644 件におよぶ住家及び非住家の損壊・浸水被害をはじめ、多種多様な被害が発生し、国県管理施設等の被害を除いた市内における総被害推計額は、87 億円に達すると試算されており、被害額としても市政施行以前も含めて歴史上に残る大災害となりました。

### I. 洪水被害の状況

市が行った浸水家屋等の被害調査を基に、市内各所での浸水深を取りまとめた結果をみると、最大は一宮町嵯峨山地域で 1.85 メートルの浸水で、山崎町においては与位地区、一宮町では閨賀地区の浸水が広範囲、かつ深刻なものとなっています。

これらの地域は平坦な低地が多く、地域外への排水が困難であるという地理的状況はありますが、いずれも揖保川からの洪水の流入が主要因となっており、河川堤防の整備の遅れや河川断面の確保が不十分であったことが、大きな原因と考えられます。

《別図：宍粟市内 揖保川流域（国管理区域）の浸水状況》

## II. 被害の概要

### (1) 人的被害の状況

市内各所において土砂崩れ、浸水被害、道路・河川の損壊等があったものの、人命に関わる被害はありませんでした。

しかしながら、これは『奇跡』とも言える状況で、避難等の時間が少しでも遅ければ人的被害の状況は変わっていたのではないかと想定されます。

#### 《宍粟市内の人的被害の状況》

町名	人的被害			
	死者	行方不明者	負傷者	
			重傷	軽傷
山崎町	0人	0人	0人	2人
一宮町	0人	0人	0人	1人
波賀町	0人	0人	0人	1人
千種町	0人	0人	0人	0人
宍粟市計	0人	0人	0人	4人

### (2) 住家被害の状況

住家及び非住家の被害は、市内全地域で発生しましたが、特に降雨の激しかった一宮町、千種町地域では全壊・大規模半壊・半壊などの建物自体に大きな損害を被る被害が多くなりました。

また、降雨量は一宮町・千種町地域と比べて少ないものの、揖保川からの氾濫等により、市南部の山崎町地域では床上・床下浸水被害の割合が高くなりました。

町名・区分	住家被害				
	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水
山崎町	1件	3件	21件	11件	63件
一宮町	13件	21件	68件	41件	189件
波賀町	1件	0件	3件	2件	29件
千種町	3件	2件	6件	9件	73件
宍粟市計	18件	26件	98件	63件	354件



町名・区分	非住家被害				
	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水
山崎町	1件	5件	5件	19件	98件
一宮町	27件	10件	61件	68件	153件
波賀町	1件	0件	3件	10件	10件
千種町	2件	0件	2件	3件	29件
宍粟市計	31件	15件	71件	100件	290件

## (3) ライフラインの被害と復旧状況

水道・下水道のライフラインについては、洪水による道路流出等により配管・マンホール等が損壊し、断水等の被害が発生しました。また、電気・電話・テレビについても山腹崩壊や道路流出等により断線し、被災直後においては、市内全域で一時停電・不通となりましたが、被害の大きかった地域については、そのほぼ全世帯で停電や電話の不通などの被害が発生しました。

市内全域の復旧については、完全復旧までに概ね1カ月を要する被害となりましたが、特に、電話の不通については、被災状況の把握や避難所の設営等の支援活動に大きな支障となりました。

8月12日～（但し、水道・電気については、8月10日～）

区分	町名等	主な被害（ピーク）	現況	復旧の状況
水道 (断水)	山崎町	葛根2戸	なし	9月8日 全地区復旧
	一宮町	草木・千町・黒原・楽里・生栖・深河谷・西深・福知の 全域443戸	なし	
	波賀町	谷20戸	なし	
	千種町	なし	なし	
電気 (停電)	市内	約2,700戸	なし	9月4日 全地区復旧
電話 (不通)	山崎町	なし	なし	8月12日 全地区復旧
	一宮町	千町20戸	なし	
	波賀町	なし	なし	
	千種町	なし	なし	
テレビ (不通)	山崎町	なし	なし	8月31日 全地区復旧
	一宮町	千町・福知	なし	
	波賀町	日見谷	なし	
	千種町	なし	なし	

(4) 道路の通行不能等の状況

市道は、最大で、25路線、5橋梁が通行止めの状況となりました。

通行規制の主な原因は、崩土・道路流出・橋梁流出などですが、集落間を結ぶ道路の通行止めにより、一時孤立した集落は相当数に上りました。

▼市道の主な通行止め箇所（平成21年11月16日現在）

鳴田与位線（山崎）、与位清野線（山崎）、横住線（一宮）、福野三方町線（和合橋：一宮）、高取河原線（樽垣内橋：一宮）、アラボリ1号線（一宮）、宮山線（高座橋：一宮）、谷下三方線（波賀）、宮坂線（波賀）、七野下河野線（千種）、森脇越虬線（千種）、岩野辺荒尾線（千種）

国・県道についても、崩土・路肩崩壊・道路流出などにより多くの路線が通行止め、或いは片側通行の状況となり、災害支援活動や日常生活に大きな支障となりました。

特に、国道29号の山崎町与位～一宮町鳴田の通行止め・片側通行、主要地方道養父宍粟線の一宮町楽里地内の通行止め・片側通行においては、利用者も多く、被災地のみならず隣接する地域、更には経済流通活動にも大きな支障となりました。

▼国道・県道の通行止め箇所（平成21年11月16日現在）

県道一宮生野線（福知）※福知溪谷休養センターより奥が通行止めの状況

(5) 公共土木施設の被害状況

市管理河川の多くが護岸崩壊等の被害を受けました。

河川については、10月30日を以て国の災害復旧事業査定が終了しましたが、査定後の災害件数は、97件に上りました。

国・県の管理河川についても全市域にわたって多くの箇所が護岸崩壊等の大きな被害を受けました。

その中で、二次災害の危険のある箇所、主要道路に隣接する護岸等については、大型土のう積み等による応急復旧工事、河川内の堆積土砂の除去作業が進められ、増破防止や道路路肩の崩壊防止が図られました。

(6) 農林畜産業の被害状況

市内の各地区で田畑、山林、農林道が被災を受けたとともに、福知地区内にある牛舎が流出するなど畜産業においても甚大な被害を受けました。

農地・農業用施設、林業施設については、12月12日を以て国の災害復旧事業査定が終了しましたが、それぞれ査定後の件数は、農地が74件、農業用施設が64件、林業施設が80件となりました。

また、関連施設の被害として、林地荒廃被害が56箇所、農産物被害が約83ha、畜産物被害が肥育牛14頭、農畜産業施設にも流出・倒壊などの被害が及びました。

## (7) 商工業の被害状況

この度の豪雨災害は、市の基幹・中核をなす商工業にも多大な被害を及ぼしました。

特に、店舗・工場等の被害については、一宮町内の被害が甚大で、多くの事業所が施設・設備の損壊を受けました。

また、宍粟市の雇用環境を支える手延素麺事業者の被害も大きく、機械設備の清掃・更新や作業場床の張り替えなど、本格的な製麺シーズン入りを前に、慌ただしい作業が続けられました。

市の主要産業である観光事業にも大きな被害があり、特に一宮町福知溪谷内の施設については被害が甚大で、長期休業や店舗閉鎖に追い込まれる事業者もありました。

## 店舗・工場等の被害状況

単位：件

区 分	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	その他	計
店 舗	1			19	43		63
工 場	2		1	37	16		56
その他	1		2	17	44		64

※兵庫県まとめによる

## 業種別被害状況

区 分	製造業	商業（卸・小売・飲食）	その他	計
事業所数	70	63	50	183
被害総額（千円）	93,490	26,420	44,650	164,560

※兵庫県まとめによる

## ▼手延素麺事業者の被害状況

床上浸水・・・17件、床下浸水・・・7件

※兵庫県と手延素麺組合調査による

## ▼観光関連施設の被害状況

福知溪谷休養センター（宍粟市）・・・河川の氾濫による直接被害となっており、当面、休業の見込み。

## (8) その他

市内の教育施設、文化財施設、衛生施設、情報通信施設なども大きな被害を受けました。

## ▼学校の被害状況

①中学校

一宮北中学校・・・土砂流入（約1百万円）

千種中学校・・・法面崩壊、フェンス崩壊（約1億2千4百万円）

②高校

山崎高校・・・演習林及び作業道崩壊（佐用郡佐用町）

伊和高校・・・運動場土砂・汚泥流入

千種高校・・・公舎の隣接法面の崩壊・土砂流入

▼保育所

一宮北保育所（公立：一宮町内）・・・駐車場と園庭の冠水。フェンスの倒壊。門の流出。

かしわの保育所（公立：山崎町内）・・・雨漏り2箇所

一宮ひかり保育所（私立：一宮町内）・・・床下浸水

▼高齢者福祉施設

まどか園（社会福祉法人：一宮町内）・・・道路寸断による一時孤立。停電。

みどり苑（社会福祉法人：一宮町内）・・・浸水被害。

▼指定文化財の被害状況

①県指定

河呂農村歌舞伎舞台・・・柱の基礎が一部崩落（約1百万円）

②宍粟市指定

三方公園・・・法面崩壊（約1百万円）

波賀城跡・・・法面崩壊（約4百万円）

▼上水道・簡易水道施設の被害状況

上水道・・・山崎（約1千4百万円）

簡易水道・・・6簡水（約3億2千9百万円）

▼下水処理施設の被害状況

公共下水道（特定環境公共下水道含む）施設・・・2処理区（約6百万円）

コミュニティプラント施設・・・3処理区（約2千3百万円）

農業集落排水施設・・・4処理区（約3千7百万円）

合併処理浄化槽・・・3箇所（約7百万円）

▼情報・通信施設の被害状況

既存施設及び地域情報通信基盤施設・・・7箇所（約6百万円）

## ▼消防施設の被害状況

消防本部千種出張所・・・隣接法面の崩壊（約2百万）

## 2-3. 被災者・被災地に対する支援

## (1) ボランティア支援・物資支援

被災直後の8月10日に「宍粟市災害ボランティアセンター」が宍粟市社会福祉協議会に設置されて以降、全国から延べ1,712名におよぶボランティアが被災家屋土砂撤去や清掃活動など、多面的な被災地救援活動をいただきました。

なお、当ボランティアセンターは、8月26日に「宍粟市社会福祉協議会復興支援ボランティアセンター」となり、社会福祉協議会を中心とした活動展開による支援に切り替わりました。

また、ボランティアと同様に、全国から様々な救援・被災者支援物資が届けられ、それぞれの用品は被災者・避難所等に配付されました。

これらの暖かい支援は、物心両面において被災者・被災地を勇気づけ、被災直後からの日常生活の確保や復興に向けた大きな力となりました。

支援物資については、9月3日現在でタオル類4,772枚、マスク20,150枚、衣料類1,412着、食料4,240食、飲料15,628本、生活用品類15,860個、作業用品類2,669個に上ったほか、日本赤十字社救護資材として、毛布460枚、日用品314セットの支援も受けました。

## (2) 義援金等の支援

全国から寄せられた義援金総額は平成22年3月末で、38,585,180円となり、これらの義援金は宍粟市災害義援金配分委員会の決定により、床上浸水以上の被災の程度等に応じて、平成21年9月～12月と、平成22年4月～5月の2次に分けて現金給付されました。なお、2次の給付以降においても義援金は寄せられており、それらの義援金についても配分委員会の決定により、今後における大規模自然災害発生時の被災者支援に活用することされました。

## 宍粟市台風第9号災害義援金の給付等状況

単位：円

区分	第1次配分		第2次配分		合計	
	件数	給付総額	件数	給付総額	件数	給付金額
全壊	18	5,400,000	18	2,340,000	18	7,740,000
大規模半壊	26	3,900,000	26	1,690,000	26	5,590,000
半壊	112	13,440,000	112	5,824,000	112	19,264,000
床上浸水	64	3,840,000	64	1,600,000	64	5,440,000
被災児童支援	181	543,000	0	0	181	543,000
計	401	27,123,000	220	11,454,000	401	38,577,000

### 3章. 地域の意向

#### 3-1. アンケート調査による主な意見等

##### I. 被災者アンケート調査の概要

(1) 実施時期

配布開始：平成 21 年 10 月

回収時期：平成 21 年 11 月

(2) 調査対象者

対象者：床上浸水以上の被害となった住家の世帯

対象数：220 世帯

(3) 回収状況

回収数：170 世帯

回収率：約 77%

(4) アンケート調査の結果

別添資料のとおり

##### II. 自治会長アンケート調査の概要

(1) 実施時期

配布開始：平成 21 年 10 月

回収時期：平成 21 年 11 月

(2) 調査対象者

対象者：自治会長

対象数：157 自治会

(3) 回収状況

回収数：131 自治会

回収率：約 83%

(4) アンケート調査の結果

別添資料のとおり

##### III. 消防団活動記録の概要

(1) 実施時期

配布開始：平成 21 年 10 月

回収時期：平成 21 年 10 月

(2) 調査対象者

対象者：宍粟市消防団

対象数：38 分団 117 部

- (3) 報告状況  
報告数：38 分団 117 部  
報告率：100%
- (4) 報告書の内容  
別添資料のとおり

#### IV. 関係自治会聴き取り調査

- (1) 実施時期  
開始：平成 22 年 1 月
- (2) 調査方法  
市内で被災の激しかった 21 自治会長に対して、市職員が直接、聴き取りを行いました。
- (3) 聴き取り調査の結果  
別添資料のとおり

### 3-2. 地区別懇談会での主な意見等

#### I. 地区別懇談会の概要

地区別懇談会は、市と宍粟市連合自治会の共催により「台風第 9 号災害」をテーマに市からの説明と意見交換を行いました。

- (1) 開催時期  
平成 22 年 2 月
- (2) 開催地域  
中学校区を単位とする 8 会場
- (3) 参加者数  
921 人（男 770 人、女 151 人）

#### II. 地区別懇談会での主な意見

別添資料のとおり

## 4章. 災害の検証と対策

検証と今後の対策の策定にあたっては、3つの大項目と10の中項目及び18の小項目を設定し、それぞれ項目ごとにワークシートを用いて、宍粟市が実施した被災者アンケートや自治会長アンケート、消防団及び職員の活動記録から意見を抽出し、それぞれ検証・検討を行い、その中から課題を設定し今後の対応策として取りまとめを行いました。

特に平成21年の台風9号による豪雨については、予測不能な「ゲリラ豪雨」とはいえ、行政としての対応は十分であったのか、また、平素からの災害に対する備えは十分であったのかについて市民と行政、関係機関が一体となってそれぞれの立場から真摯に検証を行うなかで今後の取り組むべき課題をあきらかにしました。

この検証を踏まえて、水害の被害を最小限に抑えるためには「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれ災害対応力を高め、連携を強化するなかで真に宍粟市が安心・安全で災害に強いまちとなることを目指します。

### 4-1. 防災体制、関係機関との連携

#### 1. 市の防災体制

##### (1) 課題

- ・現地対策本部（市民局）の配備体制の強化と、早めの配備に向けた連絡員待機基準の作成が必要です。
- ・的確な被害状況の把握のために、国、県、警察が連携し情報の共有を図ることが必要です。
- ・緊急時の職員配備体制と消防団活動との調整が必要です。
- ・防災意識の高揚をはかるため、日常的な啓発活動の展開が必要です。

##### (2) 方策

- ・現地対策本部の強化と早期の配備体制のため配備体制の見直しを行うとともに、市独自の連絡員待機基準を作成します。
- ・的確な情報を把握・共有するため、国・県・警察との連携に努め情報ネットワークの構築に努めます。
- ・防災体制の確立のため、消防団に所属する一部職員について、災害対策本部への優先配備を消防団と調整します。
- ・防災意識の高揚に向けた各種の啓発活動を積極的に展開します。



## (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
職員配備計画の見直し	職員配備体制について市民局（現地対策本部）配備を強化する方向で見直す。	市	実施済
災害別配備計画の検討	職員配備について風水害等と地震災害との別配備について検討する。	市	H22
連絡員待機独自基準の策定	早期配備に向けた、連絡員待機の独自基準を定める。	市	H22 実施済
職員配備と消防団との調整	消防団に属する職員のうち、一部について災害対策本部業務を優先できるよう消防団と調整する。	市	H22 実施済
情報伝達訓練の実施	情報伝達及び配備訓練と併せて災害時の業務シミュレーションを定期的実施する。	市	H22～
災害対策本部業務の点検	より効率的な配備に向けた災害対策本部各班の詳細業務の洗い出しを行う。	市	H22 実施済
国・県・警察との連携による的確な情報ネットワークの構築	的確な情報把握のため、国・県・警察機関との情報ネットワークを構築する。	市・国・県・警察	H22～
ハザードマップの啓発	各種会合や出前講座等の機会を活用し、ハザードマップの啓発に努める。	市	H22～
利用しやすいハザードマップの検討	現在のハザードマップでは利用しにくい状況にある。利用しやすいものを検討する。（国交省：捨てられないハザードマップ～社会実験実施）	国・市	H22～
ひょうご防災ネットへの加入促進	市民へのひょうご防災ネットへの登録を促進する。	市	H21～
広報等による防災意識の啓発	広報、HP、しーたん通信、しそうチャンネル等を活用し、市民の防災意識の高揚を図る。	市	H21～
市防災センター事業「防災フェア」等への参加促進啓発	毎年9月に開催する「防災フェア」等を活用し、市民に対する防災意識の啓発を図る。	市	H22～

## 2. 地域防災体制・活動

### (1) 課題

- ・災害時には、自主防災組織（自治会）と消防団との連携を強化し、役割分担を明確にする必要があります。
- ・消防団の出動基準を明確にし、統一的な指示について検討する必要があります。
- ・災害時に機能する自主防災組織の確立に向けた日常的な取り組みが必要です。

### (2) 方策

- ・平時より自主防災組織と消防団が連携し、避難訓練等を行うなかで役割分担について明確にしておきます。
- ・消防団の出動基準を明確にするなかで指示命令系統の明確化をはかります。
- ・災害時に機能する自主防災組織を目指して、平時から避難等各種訓練や高齢者等要援護者の把握に努めます。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
まるごとまちごとハザードマップ事業	国土交通省が社会実験として、一宮町曲里、閏賀地区において実績浸水深等を示す標識を設置し、防災意識の向上を図る。	国・市	H22
消防団出動基準の明確化	消防団の出動基準を明確にし、統一的な指示について検討する。	消防団 市	H22～
自主防災組織緊急育成支援事業の拡充	自主防災組織の災害資機材整備を促進するため、緊急育成支援事業の拡充を図る。	市 自主防災組織	H22～H24
自主避難訓練の実施	自主防災組織による自主避難訓練の実施に取り組む。	自主防災組織	H22～

### 3. 防災関係機関の情報共有

#### (1) 課題

- ・災害対策本部が迅速かつ正確な被害情報の把握に向けた関係機関とのネットワークの構築が必要です。
- ・市民への迅速かつ正確な情報伝達手段の整備が必要です。
- ・水位、雨量等の観測点が無い場所の情報入手手段の補完が必要です。

#### (2) 方策

- ・自主防災組織と現地対策本部、消防出張所との情報伝達手段を構築します。
- ・自治会長へのメール・ファックスによる情報伝達手段の構築と市民への情報伝達手段を構築します。
- ・新たに雨量計を設置し、雨量及び水位情報をホームページから発信します。

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
消防団への連絡方法の確立	防災行政無線を持たない消防団への連絡方法を確立する。(携帯メール、しーたん通信等)	市	H22～
災害対策本部と自主防災組織との連絡体制整備	自主防災組織に連絡員を設置し、災害時に自主防災組織と災害対策本部が緊密な情報共有を図る。	市 自主防災組織	H22～
自主防災組織における情報伝達訓練の実施	自主防災組織による災害情報の収集と住民伝達訓練を実施し、災害時に速やかな対応ができる伝達体制を構築する。	自主防災組織	H22～
簡易雨量計設置による雨量情報の収集	簡易雨量計を市内に設置し、雨量情報の収集を図る。	市 協力市民	H22
携帯難視聴エリアへの衛星電話の導入	災害時に情報孤立化しないよう、携帯電話がつながりにくいエリアにおいては、衛星電話を導入する。	市	H22 実施済
河川水位定点観測ポイントの設置による水位情報の収集	市内河川危険箇所水位定点観測ポイントを設置し、水位情報の収集を図る。	市	H22 実施済

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
雨量計の設置	新たに雨量計を設置して、水位情報をホームページから発信する。	県・市	H22～H23
水位計及び監視カメラの設置	一宮町福知地区において兵庫県が水位計及び監視カメラを設置し、情報を住民にも提供するシステムを構築する。	県	H22

## 4. 広域応援体制

### (1) 課題

- ・災害ゴミ対策にかかる他市町よりのパッカー車等の支援に対する受入態勢の整備が必要です。
- ・被災家屋等に対する迅速な調査が必要です。
- ・応急対応として建設業組合等との災害応援協定の締結が必要です。

### (2) 方策

- ・災害ゴミの対応として、集積場所の選定や搬出方法についてあらかじめ検討をしておきます。
- ・他市町への派遣も視野に入れ、被害家屋調査員養成講習に積極的に参加し、調査員の拡充を図ります。
- ・建設業組合等地元業者との災害応援協定を締結します。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
建設業組合等との応援協定の締結	地震、風水害その他の災害が発生した際には、緊急対策として、協定に基づき、機械及び労力の提供を受け、速やかな応急対策にあたる。	市、宍粟防災組合、宍粟市測量・設計災害対策協力会	H22 実施済
災害ゴミ処理体制の整備	災害ゴミに対する、集積と搬送等の処理体制を整備する。	市	H22～
家屋被害調査員の養成	災害時に迅速に家屋被害調査に対応し、他市町の災害に対しても派遣できるよう、家屋被害状況調査員講習を積極的に職員に受講させる。	市	毎年受講

## 5. 支援拠点の運営

### (1) 課題

- ・支援制度の内容、対象、支援額と市費の負担額は適正であったか検証が必要です。
- ・救援物資の受入体制の整備と現地対策本部と情報の共有を図り、必要な物資の配布等が必要です。

### (2) 方策

- ・支援制度について、内容、対象及び補助率等の検証を行い、より利用しやすい制度を検討します。
- ・救援物資の受入及び管理体制を整備し、現地対策本部との情報の共有化を図ります。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
支援制度の検証	市独自に創設した支援制度について、内容、対象、補助率等を検証し、被災者が利用しやすい制度を検討する。	市	H22
救援物資の受入及び在庫管理	救援物資の受入及び在庫管理体制を確立する。	市	H22～

## 4-2. 災害情報の伝達、避難の実施等

### 1. 避難の基準

#### (1) 課題

- ・高齢者等、要援護者の避難に向けた避難準備情報の提供や、適時適切な避難勧告等、避難情報の発令が必要です。
- ・自主避難に向けた自主防災組織ごとの基準の作成が必要です。

#### (2) 方策

- ・余裕をもった避難に向けた避難準備情報を含む、適時適切な避難のための避難情報発令基準を作成します。
- ・自主防災組織ごとの防災マップ及び防災ファイルの作成と併せて、自主避難の基準を作成します。

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
避難情報の発令基準の作成	雨量、河川水位等具体的な数値基準を用いた避難情報発令基準を作成する。(避難準備・避難勧告・避難指示)	市	H22
自主避難基準の作成	防災マップ・防災ファイルの作成と併せた自主防災組織の自主避難基準を作成する。	自主防災組織	H20～23

## 2. 避難情報の伝達

### (1) 課題

- ・避難情報等緊急放送の確実な伝達方法の構築が必要です。
- ・被害状況を含め災害関連情報及び避難準備に向けた気象警報や雨量、水位の情報提供が必要です。

### (2) 方策

- ・しーたん通信、しそうチャンネル、市のホームページ及びひょうご防災ネットメールや自治会長へのメール及びファックス通信等複数の情報伝達手段により情報提供を行います。
- ・国道、県道、市道など道路の通行止の情報や河川の状況等については、関係機関と連携して情報提供につとめるとともに気象警報や雨量、水位等の災害関連情報の提供についても行います。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
避難情報の伝達マニュアルの作成	避難情報発令時の伝達方法のマニュアルを作成する。	市	H22
防災ファックス・防災メールの整備	災害情報の伝達方法として、自治会長宅にファックスを設置する。また、ひょうご防災ネットへの加入を促進し、災害情報等をメール配信する。	市 自主防災組織	H21～
災害情報の発信	しーたん通信、しそうチャンネルにより災害情報を発信する。	市	H22



### 3. 避難の実施

#### (1) 課題

- ・避難所までの安全な経路確保と避難誘導體制の構築が必要です。
- ・防災意識の高揚と有事の迅速かつ円滑な避難のためには、平時からの避難訓練の実施が必要です。

#### (2) 方策

- ・安全な避難経路の確保のために、自主防災組織を中心とする防災マップの作成や的確な避難誘導のための要援護者台帳の作成を促進します。
- ・災害時の迅速かつ円滑な避難を実施するための、自主避難訓練の実施を促進します。

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災活動促進事業	自主防災組織ごとに防災マップ、防災ファイルを作成し、住民相互の災害情報共有を図り、災害に対する備えを日頃から行う。	市 自主防災組織	H20～
災害種別に応じた自主防災組織の避難訓練	災害種別に応じた避難訓練を実施する。	自主防災組織	H22～

## 4. 避難所の設置運営

### (1) 課題

- ・現在、指定している広域避難所について、浸水、土砂災害、耐震等の観点から避難所としての適否について点検・見直しが必要です。
- ・避難所開設の時期と体制、担当職員の配備等、避難所運営マニュアルの作成が必要です。
- ・高齢者や要援護者に対応する福祉避難所の設置についての検討が必要です。

### (2) 方策

- ・広域避難所について、浸水、土砂災害、耐震等総合的に避難所としての適否について点検・見直しを実施します。
- ・広域避難所担当職員を配備し、有事の迅速な避難所開設につとめるとともに円滑な避難所運営のためのマニュアルを作成します。
- ・特別養護老人ホーム等福祉施設との連携を図りながら、高齢者や要援護者の避難に対応する福祉避難所の設置について検討します。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
広域避難所の見直し	市内全域の広域避難所を再点検し、避難所としての適否を判断する。	市	H22
広域避難所開設基準の策定及び担当職員の配備	広域避難所開設基準を策定し、開設担当職員を割り当て、避難所の鍵を保管させる。市民局にも合鍵を保管する。	市	H22 実施済
避難所運営マニュアルの作成	避難所運営マニュアルを作成する。	市 学校	H22
広域避難所への情報伝達	広域避難所への情報伝達方法として、しーたん通信を設置する。	市	H20～
広域避難所用災害備蓄品の点検・充実	広域避難所用災害備蓄品の点検と充実を図る。	市	H22～

4章. 災害の検証と対策

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
福祉避難所の検討	特別養護老人ホームなど福祉施設との連携により、要援護者の避難支援の方策を検討する。	市 福祉施設等 事業者	H22～
災害時要援護者支援マニュアルの作成	災害時における要援護者支援マニュアルを作成する。	市	H22～H23

### 4-3. 被災者支援・災害ボランティア等に関すること

#### 1. 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

##### (1) 課題

- ・災害時にはボランティアの存在が大きな支援になるため、平時からボランティア意識の向上をはかる必要があります。
- ・ボランティアの募集、受け入れ及びボランティアニーズの把握等ボランティアに関する総合対応を行うボランティアセンターの設置等について検討する必要があります。

##### (2) 方策

- ・社会福祉協議会と連携するなかでボランティアセンターの設置について検討します。
- ・社会福祉協議会と連携し、日常的なボランティア意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

##### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
社会福祉協議会との連携体制の構築	ボランティアの受け入れ及び要援護者支援等も視野に入れ、社会福祉協議会との連携体制を構築する。	市	H22～
市内自治会相互のボランティア協力体制の構築	災害時における市内自治会相互のボランティア協力体制を構築する。	市 自治会	H22

大項目	1. 防災体制・関係機関との連携					
中項目	(1)市の防災体制					
小項目	① 職員の参集・配備体制					
職員の活動記録	○ 配備体制の遅れにより対策本部（本庁）・現地対策本部（市民局）とも十数名程度の配備となっている。					
	○ 道路寸断による参集経路の通行止めにより、計画配備となっていない。					
	○ 職員配備の実態					
	配備先	配備 予定数	22時までに 配備につ いた人数	24時までに 配備につ いた人数	配備人数 (計)	配備率 (%)
	本庁	164人	10人	19人	29人	17.7
	一宮	54人	3人	7人	10人	18.5
波賀	42人	5人	10人	15人	35.7	
千種	32人	4人	17人	21人	65.6	
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水害は警報が発令された段階である程度予測が可能であったにも関わらず、トップダウンによる初動体制が取られていなかった。</li> <li>● 職員が消防団活動を優先したため、十分な災害対策本部体制がしかれていない。</li> <li>● 災害発生時にどこへどんな移動手段で参集するのかを職員が日ごろから意識しておくことが必要である。</li> </ul>					
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市民局（現地対策本部）配備体制の強化</li> <li>◎ 迅速な配備伝達方法の確立</li> <li>◎ 災害に備えた早めの職員配備体制の完了</li> <li>◎ 市の配備と消防団活動の調整</li> </ul>					
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員配備体制について市民局（現地対策本部）配備を充実する方向で見直す。</li> <li>◆ 早めの配備を完了するため、独自基準による連絡員待機体制を設ける。</li> <li>◆ 風水害等と地震災害との災害種別による職員配備計画の検討。</li> <li>◆ 消防団に属する職員のうち、一部について災害対策本部業務を優先できるように消防団と調整する。</li> <li>◆ 配備伝達訓練を定期的に行う。</li> </ul>					

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(1)市の防災体制
小項目	② 対策本部の活動
職員の活動記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現地対策本部と災害対策本部の連携が充分でなかった。</li> <li>○ 情報収集・情報発信が十分にできなかった。</li> <li>○ 本庁から市民局へ適切な指示ができなかった。</li> <li>○ 避難所開設が遅れた。</li> <li>○ 消防団との連携に課題がある。(情報の伝達の問題あり)</li> <li>○ 自主防災組織(自治会)への連絡が充分でなかった。</li> <li>○ 初動体制において指示命令不足により、十分な本部活動ができなかった(本庁)。</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本庁(災害対策本部)と市民局(現地災害対策本部)の役割分担が不明瞭であった。</li> <li>● 参集人員不足で、災害時の電話対応が不十分であった。(本庁・市民局共通)</li> <li>● 本庁(山崎管内)では、深夜に情報収集活動(地区別巡回)を行った。</li> <li>● 消防団への避難勧告の伝達は複数の職員による電話連絡であった。</li> <li>● 避難所開設にあたる職員の割当て等が防災計画では明記されていない。</li> <li>● 災害対策本部から自主防災組織への情報伝達ができなかった。日頃からの自主防災組織の訓練で情報伝達方法を確認しておく必要がある。</li> <li>● 現地対策本部は人員不足のため、現地での対応に追われ、本庁への報告ができなかった。</li> <li>● 千種市民局現地対策本部では、駐在所や社会福祉協議会支部との連携がうまくいっていた。日頃からの地域の連携がよかったのではないか。</li> <li>● 千種市民局管内では住民が自主避難されたが、行政からの指示系統が見えなかった。</li> <li>● 消防署出張所・分署と自主防災組織との連携が必要。</li> <li>● 山崎市民局がなくなり本庁ひとつとなったため、市全体のことが優先され、山崎市民局管内の対応が取りにくかったのではないか。</li> <li>● 社会福祉協議会は、ボランティア活動だけでなく、透析患者の輸送など要援護者支援の役割もある。市の災害体制の中に役割として盛り込まれていれば災害時の素早い対応につながる。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 情報収集・情報発信の体制整備</li> <li>◎ 現地対策本部の役割と権限の明確化</li> <li>◎ 消防団・自主防災組織との情報の共有</li> <li>◎ 警察・県と連携した適切な通行止め等の情報入手</li> <li>◎ 初動体制における配備後の具体的な業務内容の洗い出し</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国・県・警察との役割分担の明確化と情報共有。</li> <li>◆ 災害対策本部各班の詳細業務の洗い出し。</li> <li>◆ 配備後の業務シミュレーションを定期的に行う。</li> <li>◆ 社会福祉協議会等の公共的団体との連携体制を構築する。</li> </ul>

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(1)市の防災体制
小項目	③ 市民への防災啓発
被災者アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治会内避難所の認知度（152人回答）知っていた82%、知らなかった18%</li> <li>○ 広域避難所の認知度（151人回答）知っていた58%、知らなかった42%</li> <li>○ ハザードマップの活用状況（49人回答） 活用した4%、活用しなかった39%、配布をしらなかった51%、その他6%</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主避難所や広域避難所、避難経路の認識不足はハザードマップ、防災マップの未整備や周知不足が原因であったと思われる。</li> <li>● 住民が避難準備の段階で対応を早めに考えられるよう日頃からの防災意識が大切。</li> <li>● 毎年、自主防災組織で訓練を実施しているが、谷川の氾濫などを想定した訓練はしていなかった。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ハザードマップの有効活用</li> <li>◎ 市民への情報提供のあり方</li> <li>◎ 自主防災組織・消防団との連携と情報の共有</li> <li>◎ 市民への防災意識向上にかかる取り組み改善</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種会合、出前講座を通じたハザードマップの啓発</li> <li>◆ 自主防災組織における災害種別ごとの避難訓練等の実施</li> <li>◆ 広報、HP、しーたん通信、しそチャンネル等による防災意識の啓発</li> <li>◆ 自主防災組織ごとに防災マップ及び防災ファイルの整備</li> <li>◆ 市防災センター事業「防災フェア」等への参加促進啓発</li> </ul>

大項目	1. 防災体制・関係機関との連携
中項目	(2) 地域防災体制・活動
小項目	① 消防団の体制・活動
被災者・自治会長アンケート	<p>○合併するまでは台風の度に消防団が見回っていたが、合併以降は無くなった。</p> <p>○積極的に消防団が避難誘導・案内をしてほしい。</p> <p>○機動分団と自治会間の連絡体制が十分できなかった。</p> <p>○避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難誘導マニュアル、避難所運営マニュアルなどの作成と統一が必要である。</p> <p>○災害時には要援護者リストが必要である。</p> <p>○関係機関合同の定期的な水害想定訓練が必要である。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者、道路管理者等との連絡内容と体制の見直しが必要である。</p> <p>○学校・公園等の砂場の砂を緊急時は許可なしで使用できる体制が必要。</p> <p>○防災無線がつながりにくく、固定電話、携帯電話も不通となった。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害対策本部から消防団へ情報がうまく伝わらなかった。</li> <li>●もう1時間配備が早ければ対応できたであろう。</li> <li>●消防団は市と自治会の間で連携をとっている。</li> <li>●広い穴栗市では、支団長の権限で活動してもらいたい。</li> <li>●住民は消防団員が来てくれるのは当然と思っている。ルールに従って組織として活動することを住民が知らない。</li> <li>●消防団は身近なところで活動ができる体制をとるべき。</li> <li>●これから先の消防団員のあり方が不安である。居住地と職場が異なったり、時代の流れと共に団員の意識も変化している。</li> <li>●地域でしかわからないことがある。そこを消防団に担ってほしい。</li> <li>●消防団活動に不備はなく人為的被害もなく、課題はこなされてる。</li> <li>●自治会と消防団の連携を深める必要がある。</li> </ul>
課題	<p>◎消防団活動の確認</p> <p>◎災害時の協力関係の確立</p> <p>◎防災無線、衛星電話など、災害時でも使用可能な通信の整備と停電後の電源対策</p>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本団、支団の連携により災害発生が予想される際の警戒体制を強化する。</li> <li>◆出動基準を明確にし、統一的な指示について検討する。</li> <li>◆消防団自身の検証も必要。</li> <li>◆しーたん通信の活用により情報伝達は早く対応できる。</li> </ul>



大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(2) 地域防災体制・活動
小項目	② 自主防災組織の体制・活動
被災者・自治会長アンケート	<p>○集落内の河川状況や住民通報により避難の判断をした。</p> <p>○独居老人・障がいのある人の安否確認する余裕がなかった自治会が1割ある。</p> <p>○自主防災組織を見直す必要があると回答の自治会が42ある。</p> <p>○自主防災組織の資材・機材が不足していると回答の自治会が11ある。</p> <p>○自主防災組織と消防団の情報（指揮・命令）システムのあり方を再考しなければならない。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主避難の判断基準を細かく設定する必要がある。（判断基準は自治会毎に定義してはどうか）</li> <li>●消防団と連携し、自主防災組織で、避難の判断基準を組み込んだ訓練が必要</li> <li>●水位観測所の位置や、その情報がどこで提供されているかを住民に周知の必要がある。</li> <li>●自治会として自治会内に水位計設置を検討するような取り組みはできないか。</li> <li>●音声お知らせ装置は、大変有効。自主防災組織として大いに活用していただきたい。</li> <li>●携帯メールによる、ひょうご防災ネット、国土交通省の河川等の情報提供の利用促進。</li> <li>●自主防災組織の中に民生委員さんに入ってもらえれば要援護者情報を共有することができるのではないか。</li> <li>●自主防災組織としても要援護者のファイルを民生委員さんの協力も得ながら持っておくことも必要。</li> <li>●要援護者を救出する訓練が必要（タンカを出したり背中に背負ったり必要ならば酸素吸入も）</li> <li>●自主防災の一番の目的は物じゃなくて人命。自治会長の自主避難勧告には大きな責任があるので、その辺の解決方法はないのか。</li> <li>●自主避難勧告により犠牲者が出た場合、自治会長の責任ということであれば、自治会長は判断に苦慮する。</li> <li>●避難勧告等はあくまで市が発するものであり、自治会長は事前の自主避難の判断である。</li> <li>● 自主防災組織における備蓄を総点検する必要がある。夜間での水害であったため、これまで想定していなかったもので必要なものが出てきた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎自主防災組織内の役割分担の明確化</li> <li>◎災害時に機能する自主防災組織化</li> <li>◎備蓄資材・機材の種類・量の把握</li> <li>◎緊急時における自主防災組織（自治会）と消防団との連携・役割分担のルール等の策定</li> <li>◎自治会判断による自主避難勧告や指示</li> </ul>

<p>今後の対応策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆気象警報、緊急情報等の伝達手段の拡充（しーたん通信、緊急メールの活用）</li> <li>◆自主防災組織の自主避難の基準、訓練等のマニュアル化を図る。</li> <li>◆一宮町曲里・閩賀において「まるごとまちごとハザードマップ(過去の浸水高実績がわかる看板を設置するというもの)」の取り組みを行う。(国土交通省)</li> <li>◆兵庫県においては、支川にも水位観測所を増やしていく。</li> <li>◆自主防災組織において要援護者情報を共有する。(検討)</li> <li>◆自主防災組織緊急育成支援事業の拡充</li> </ul>
---------------	--

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(3) 防災関係機関の情報共有
小項目	① 情報管理と伝達体制
職員の活動記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部（本庁）及び現地対策本部（市民局）とも配備が遅れたため、電話問い合わせの対応にも追われ、十分な情報提供ができなかった。</li> <li>○ 夜が明けるまで、災害対策本部には、北部3町の情報がほとんど入ってこなかった。</li> <li>○ 記録写真の担当が必要</li> <li>○ 千種市民局では玄関前に地域災害対策本部を設置し、消防・警察との情報共有を図った。</li> <li>○ 消防団山崎支団には、担当者から電話で避難勧告を伝えた。</li> <li>○ 情報収集・災害復旧における順位付けが必要ではないか。（生活に直接的な影響の少ない農地災害等の情報を一度に得ようとしたことが、地域の負担になっていなかったか）</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害情報を災害対策本部が迅速・正確に把握する手段の構築が必要。</li> <li>● 通行止め等の情報を災害対策本部が迅速・正確に入手する必要がある。</li> <li>● 河川の水位情報をリアルタイムで掌握できないか。</li> <li>● 市民への情報伝達手段の確立とマニュアル化が必要</li> <li>● 自主防災組織の中に災害対策本部の窓口（連絡員）を設置できないか。</li> <li>● 道路の寸断情報などは、危険を把握した地元消防団からの連絡が道路管理者へ入り対応した。</li> <li>● 本部と市民局の情報網が寸断された場合など、警察署から情報提供してもらえないか。</li> <li>● 24時間体制の消防本部と連携し、より素早く情報収集することが必要である。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 被害情報収集のためのネットワークの構築</li> <li>◎ 情報伝達手段の構築とマニュアル化</li> <li>◎ 消防団・自主防災組織との連携強化</li> <li>◎ 国・県・警察との連携と役割分担</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自主防災組織と現地災害対策本部、消防出張所との情報伝達手段の構築</li> <li>◆ 的確な情報を把握するネットワークの構築（国・県・警察との連携）</li> <li>◆ 自主防災組織内に市との連絡体制をつくる。</li> <li>◆ 自治会長へのメール・ファックスによる複数の情報伝達手段の構築</li> <li>◆ 簡易雨量計設置による雨量情報の収集</li> <li>◆ 河川水位定点観測ポイントの設置による水位情報の収集</li> <li>◆ 市民への情報伝達手段の構築と伝達訓練の実施。</li> <li>◆ 防災行政無線を持たない消防団への連絡方法の確立（携帯メール、しーたん通信等）</li> <li>◆ 衛星電話（固定・携帯）の活用を行う。</li> </ul>

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(4) 広域応援体制
小項目	① 県他市町等の応援
職員の活動記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援を受け入れるためには、いち早い被害情報の把握が必要</li> <li>○ 県や他市町の支援職員を十分に活用できたか疑問も残る。(十分な市側の体制と見通しが無いまま受け入れていないか。)</li> <li>○ 家屋被害調査においては、更なる研修が必要。</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各自治会に仮のストックヤードを設けた後、そこから市が指定する場所へゴミを移転する方法であったが、適切であったのか。</li> <li>● 他市町からの職員やパッカー車の派遣受入れ時期が適切であったのか。</li> <li>● 家屋被害状況調査のノウハウがなく、県及び他市町からの応援がなければ実施が出来ていない。</li> <li>● 善意による緊急措置（建設業者）により災害査定時にはすでに応急措置がとられており、被害状況の現場認定に影響があった。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 災害ゴミ対策におけるパッカー車等の受入れ態勢と効率的な運用</li> <li>◎ 家屋被害調査の迅速な対応</li> <li>◎ 緊急時における建設業組合等の地域貢献</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害ゴミに対して、集積・搬出方法等の処理方法を定めておく。</li> <li>◆ 家屋被害状況調査員の講習を積極的に受講する。(他市へ派遣することも念頭に置く)</li> <li>◆ 災害時における建設業組合等との応援協定を締結する。</li> </ul>

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(5) 支援拠点の運営
小項目	① 被災者支援制度等
被災者・自治会長アンケート	<p><b>被災者アンケート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災の身体や心への影響（回答数 139 人） 影響があった（65%）、影響はなかった（35%）</li> <li>○ 店舗や農機具への助成を望む</li> <li>○ 子どもへの助成を望む意見</li> <li>○ 家屋被害調査に対する不満</li> </ul> <p><b>自治会長アンケート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の単独助成制度について（回答数 51 自治会） 十分だった（11）、普通だった（34）、不十分だった（6）</li> <li>○ 単独支援制度の対応の早さは（回答数 47 自治会）</li> <li>○ 早かった（16）、普通だった（28）、遅かった（3）</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活再建を優先して制度化した市単独助成制度であるが、対象・金額と市費の負担額は適切であったか。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 支援制度の内容、対象、支援額と市費の負担額は適切であったか。</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支援制度の内容、対象、市費の負担総額等を検証し、きめ細やかな被災者支援の実施</li> </ul>

大項目	1. 防災体制、関係機関との連携
中項目	(5) 支援拠点の運営
小項目	② 救援物資、義援金の対応
職員の活動記録	○ 救援物資の受付体制、保管場所に当初苦慮した。
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救援物資の受入体制が整備されておらず、災害発生後にしばらくして整えられた。</li> <li>● 避難所と現地対策本部との間で品目、種類、数量等の情報の共有ができておらず、しばらくしてから整えられた。</li> <li>● 避難所開設当時、不足品の把握する方法がなかった。</li> <li>● 市ホームページからの不足物資の情報発信のタイミングが難しかった。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 救援物資受入体制の整備</li> <li>◎ 現地対策本部との情報の共有化（品目、種類、数量等）</li> <li>◎ 不足品の把握方法</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 救援物資の受入体制のルールづくり。</li> <li>◆ 救援物資の在庫管理。（保管場所を含む）</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(1) 避難の基準
小項目	① 避難勧告による避難
被災者・自治会長アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の決定理由（112人回答）自己決定37%、他からの呼びかけ63%</li> <li>○ 誰からの呼びかけで避難したか（116人回答） 自治会26%、近隣住民29%、消防団28%、市役所6%、その他11%</li> <li>○ 早い時期（危険になる前）からの河川水位状況や避難準備の知らせが欲しかった。</li> <li>○ 早期に避難勧告を出してほしい</li> </ul>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水害は時間的に余裕があるが、地震は突発的であり、避難準備等出来るものではない。</li> <li>●避難情報の発令は、市長が発するが、避難方法については地域の実態に合わせた方法が必要である。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難準備に向けた災害情報の提供</li> <li>◎自治会への情報伝達手段の確立と、伝達後の自主防災組織の対応方法</li> <li>◎市民局・消防団・自治会間の連絡体制の確立</li> <li>◎適時、適切な避難情報の発令</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難勧告等、避難情報発令基準の作成</li> <li>◆自主防災組織の避難体制の確立を図る</li> <li>◆情報伝達マニュアルの作成（自治会・消防団・市民局相互）</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(1) 避難の基準
小項目	② 自主避難
被災者・自治会長アンケート	<p>○早い時期（危険になる前）からの河川水位状況や避難準備の知らせが欲しかった。</p> <p>○他からの呼び掛けにより避難を決定した。</p> <p>○テレビ等の情報を常に確認し、避難時期に遅れないように自分たちが気をつけて、隣近所に声を掛け合って避難しておくべき。</p> <p>○自宅の安全度合による判断で自己決定・自己責任が優先。情報はあくまで参考で、統一的な避難命令は問題有り。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地元自治会、消防団との連絡を密にすることにより、正確な情報を提供する。</li> <li>●隣保単位（10軒程度）ごとの避難判断・訓練を考えている。小グループでの対応を考えておく必要がある。</li> <li>●今までの訓練内容では、今回の災害対応はできなかった。</li> <li>●隣近所同士で声をかけあうことが有効である。</li> <li>●北部では水位よりも土砂被害が多かった。判断が難しいのでどのような対応が必要なのか。</li> <li>●雨量情報はインターネット等で得ることができる。土砂災害警戒情報が気象庁と県によりテレビなどで発表されるので避難の判断情報としてほしい。（市は防災放送を行う）</li> <li>●防災マップは賛成しかねる。載っていないところが被災している。80歳のおじいさんの方がよく知っている。</li> <li>●市内北部に水位計を設置して欲しい。</li> <li>●裏山の土石流に対する判断は難しいので地元をよく知っている方々で防災マップに記載してもらい災害時に活かして欲しい。</li> <li>●水位計は県の方でも河川の合流点など、より細かなところの設置を検討している。</li> <li>●大きな自治会は、面積も広く、状況が分からず判断ができないところがある。消防団の無線が唯一非常に役に立った。</li> <li>●自治会のなかで水位計を設置するような取り組みはできないか。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎避難経路の安全確保と避難誘導のあり方</li> <li>◎情報収集内容が不明確・情報提供が不十分</li> <li>◎災害情報の伝達と避難勧告前の自主避難の判断と方法</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各自治会ごとに「防災マップ」を作成し、災害種別ごとの2方向避難経路を表示し、自主防災組織の避難誘導班の安全な誘導の下、避難を実施する。</li> <li>◆自主避難の判断基準を細かく設定する必要がある。（判断基準は自治会毎に定義してはどうか）</li> <li>◆自主防災組織の自主避難の基準の作成と、自主避難訓練を促進する。</li> </ul>



大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(2) 避難情報の伝達
小項目	① 住民への伝達方法等
被災者・自治会長アンケート	<p>○市役所からの緊急放送がわからなかった。</p> <p>○避難に関する情報の伝達時間について、「やや遅い」「かなり遅い」が過半数を超えた。</p> <p>○放送では混乱するため、危険と思われる世帯、避難すべき世帯に対してのみ、自主避難を呼びかけた。</p> <p>○26自治会で放送設備によって呼びかけられたが、25自治会では別の方法で周知された。</p> <p>○自治会放送について、緊急放送として最大音量での放送ができるシステムが必要。</p> <p>○サイレンを活用すべき</p> <p>○屋外での周知方法が必要である。</p> <p>○洪水ハザードマップについて、「活用しなかった」「配布を知らなかった」との回答が85%となった。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケーブルの断線によりしーたん通信が入らなかった。</li> <li>●防災行政無線、しーたん通信、防災ファックス、防災メール、消防車輛等による広報が不十分であった。</li> <li>●しーたん通信は、100%確実なものではない。</li> <li>●防災無線は老朽化していて、ロケーションが良くないと利用できない。</li> <li>●アマチュア無線は有効なものである。自主防災組織の中にアマチュア無線の配備を検討されたい。</li> <li>●洪水ハザードマップの周知不足で有効的なものとなっていない。</li> <li>●避難所への情報伝達手段が整備されておらず、情報が早くに伝わらなかった。</li> <li>●ここに聞けば、確実に情報を入手できるといった情報入手経路の確立が必要である。</li> <li>●日曜日等の休日でも確実に情報を伝達できる体制を確立しておかなければならない。</li> </ul>
課題	<p>◎複数の情報伝達経路による情報の錯綜</p> <p>◎行政からの緊急放送の確実な伝達方策</p> <p>◎避難準備・勧告・指示の発令から住民への周知時間の短縮</p> <p>◎自治会（自主防災組織）における一般放送と緊急放送の区分けのルール化</p> <p>◎屋外放送設備の必要性の是非と、設置する場合の運用基準等の策定</p>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ループを組むなど、ケーブル断線に対応するしーたん通信網を検討する。</li> <li>◆全戸へのしーたん通信、消防車輛巡回等により災害情報の広報を行う。</li> <li>◆しそチャンネル文字放送による災害情報を配信する。</li> <li>◆宍粟市のホームページにより雨量情報、水位情報等を発信する。</li> <li>◆市民へひょうご防災ネットへの登録促進を行なう。</li> <li>◆アマチュア無線については、有効性も含め検討する。</li> <li>◆市民に浸透し活用されるハザードマップを検討していく。</li> <li>◆災害情報の伝達手段の確立を図る</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(2) 避難情報の伝達
小項目	② 住民への伝達内容等
被災者・自治会長アンケート	<p>○市内の災害情報及び降雨予測情報がほしい</p> <p>○上流部で河川が氾濫しているのであれば、下流部にも情報を伝えてほしい。</p> <p>○避難情報について、自治会役員の状況把握が十分でなかった。</p> <p>○51自治会で自主避難の指示が行われた。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自主防災組織の役割体制の確立と訓練の実施が必要である。</li> <li>●自治会との情報交換が希薄であった。</li> <li>●伝達すべき内容を整理した統一マニュアルが無かった。</li> <li>●道路の通行止の情報が無かった。(国道、県道、市道、地域的な内容)</li> <li>●河川の情報が無かった。(本流、支流の状況)</li> <li>●市民からの情報がまとめられていなかった。</li> <li>●避難勧告を発令する際に付加情報として、危険箇所等の情報を同時に伝えて欲しい。</li> </ul>
課題	<p>◎緊急行政情報と一般情報の区分と住民意識の改善</p> <p>◎情報提供が不十分・情報収集内容が不明確</p> <p>◎河川増水等情報の周知</p> <p>◎情報が不足する中で避難誘導が不透明であった。</p>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難勧告等の伝達内容の整理             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難準備                 <ul style="list-style-type: none"> <li>避難すべき事由、何時・何分・時間・地区を明確に</li> <li>高齢者や障がいのある方々に対する避難支援の呼びかけ</li> </ul> </li> <li>(2) 避難勧告                 <ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに避難所へ避難し、近所の方々にも声をかけ避難、避難経路には十分注意を呼びかける。</li> </ul> </li> <li>(3) 避難指示                 <ul style="list-style-type: none"> <li>大変危険な状態、直ちに避難を完了してもらう。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆国道、県道、市道など道路の通行止の情報や河川の情報は、国、県、など各機関と連携して随時情報を流す。</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(3) 避難の実施
小項目	① 避難経路と避難誘導
被災者・自治会長アンケート	<p>○水量の多かった時間帯に避難していたらどうなっていたかわからない。避難経路の安全確認と避難誘導のあり方も重要である。</p> <p>○避難所までの経路に明かりがなく、道路と水路の境界がわからなかった。</p> <p>○2通り以上の避難経路が欲しいと思った。</p> <p>○橋を渡って避難所に行くのは恐ろしい。橋を避けると大回りしなければならない。</p> <p>○避難に車を使用する人が多く一部で混乱した。避難路確保の点からも日頃からの訓練の徹底が必要。</p> <p>○自治会に加入していない被災者があり避難誘導に課題があった。</p> <p>○避難場所・避難経路の危険度を判断し、避難場所を変えていった。</p> <p>○自力で避難できない世帯員がいるとの回答が 1/4 を占めた。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災マップ等により、事前に自治会内の避難所や避難経路等について、住民へ周知しておく必要がある。</li> <li>●要援護者の安全な避難誘導について検討すべき。</li> <li>●自主防災マップや自主防災運営台帳（防災ファイル）の作成促進の必要がある。</li> <li>●佐用では避難できる若い人が亡くなった。避難できなかった人が助かった。2階に上がった方が安全である。</li> <li>●避難については自宅の2階に避難する方が有効とされているところもあるが、川によって増水の状況が違う。災害状況に応じた避難経路の選択が必要である。 国土交通省の方の講演で「2～3mの水がくる所は避難して、1mぐらいしか水がこない所は2階へ避難しなさい。」と言われていた。</li> <li>●定期的な全員参加の訓練が必要。</li> <li>●訓練については、一宮町がやっている地区単位の訓練が一番効果的で有効と思う。</li> <li>●現在、市内には 156 の自主防災組織があり、それぞれで訓練等が行われているが、全市民参加型の一体的な取り組みが必要。</li> <li>●地震災害の避難誘導訓練は行ってきたが、河川・谷川の増水を想定した訓練はしていない。今後は災害種別による訓練が必要である。</li> <li>●避難誘導は誰が担うのかということも、計画の中できちんと位置付けておくべき。</li> <li>●避難誘導に必要な道路通行止め情報の提供が必要である。</li> <li>●災害時に安全な避難経路の確保に向けた交通安全施設の整備（水路の位置を示す標識等の設置など）が必要である。</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防災組織における避難誘導訓練の実施を促進する。</li> <li>◆避難誘導マニュアル（要援護者の誘導、避難経路の作成など）の作成。</li> <li>◆「自主防災活動促進事業」を推進し、各自治会の防災マップづくりを進める。 → 広域避難所や一時避難所への避難経路や危険箇所等の表示を行う。</li> <li>◆地震時の避難経路と水害時の避難経路の選定。</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自主防災組織における避難誘導訓練の実施を促進する。</li> <li>◆避難誘導マニュアル（要援護者の誘導、避難経路の作成など）の作成。</li> <li>◆「自主防災活動促進事業」を推進し、各自治会の防災マップづくりを進める。 → 広域避難所や一時避難所への避難経路や危険箇所等の表示を行う。</li> <li>◆地震時の避難経路と水害時の避難経路の選定。</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(4) 避難所の設置・運営
小項目	① 避難所の適否
被災者・自治会長アンケート	<p>○自主避難した自治会のうち、約半数が避難所の位置・経路・距離・規模に問題があると回答。</p> <p>○避難先として個人宅を選択された方が、避難者の12%となった。</p> <p>○避難所自体が本当に安全なのか疑問だ。</p> <p>○災害の状態をみての避難所の場所選定が必要。</p> <p>○避難所周辺地域の状況把握が必要である。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害に応じた避難所の見直しが必要（広域避難所・自主避難所）である。</li> <li>●地震時の広域避難所としては耐震診断が必要ではないか。</li> <li>●風水害時の避難所としては、崖崩れ、浸水危険等を考慮する必要がある。</li> <li>●避難所の収容人数の把握</li> <li>●必要資機材等の備蓄品の点検が必要。</li> <li>●福知の避難所となった2つのお寺は地域からの要請で避難所となった。</li> <li>●実態として殆どの人がまず地域の公民館に避難する。広域避難所には行かない。</li> <li>●地域の住民が分かりやすく安心できる場所がいいのではないか。</li> <li>●避難所の選定は、広域的に捉え、安全な避難経路が確保できる避難所を2方向選定する。</li> </ul>
課題	◎災害種別に応じた安全な避難所の選定
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域避難所の指定見直しと耐震化の推進（土砂災害危険箇所、浸水区域などを除外する）</li> <li>◆避難所の安全性の検証</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(4) 避難所の設置・運営
小項目	② 避難所の開設状況
被災者・自治会長アンケート	<p>○避難所の開設状況や安全な避難所の情報を伝えてほしい。</p> <p>○市が指定する避難所が何処にあるのか知らなかった。</p> <p>○避難したときに避難所が開いていなかったとの回答が、14%となった。</p> <p>○避難所での行政の対応が無かった、人が多かった等、対応が不十分だったという意見が出ている。</p> <p>○避難所での行政の対応が遅かったと4自治会が判断している。</p> <p>○避難所に誰か責任者がいると良い。</p> <p>○避難所に着いても、誰も誘導する人がいないのではどうしようもない。</p> <p>○災害時の身勝手な行動は良くない。忘れ物を取りに帰ったりして、みんなで心配した。このようなことは今後あってはいけないことだ。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難所運営マニュアルを作成（避難所ごとに作成する。）する必要がある。</li> <li>●避難所の開設は、市担当者職員2名と施設管理者により出来るだけ早い時期の開設が必要である。</li> <li>●運営マニュアルは、行政と地元住民等とが一体となって作るもの。問題点を列記し対応策を決めていくことが必要である。</li> <li>●悪天候の中避難するため、防犯灯の設置などの整備が必要ではないか。</li> </ul>
課題	<p>◎避難所の周知方法・認知に向けた取り組み</p> <p>◎避難所開設の時期と体制、管理者の設置について</p> <p>◎避難所運営マニュアルの制定</p> <p>◎避難所開設から連絡員体制のあり方</p>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難所運営マニュアルの作成（避難所ごとに）。</li> <li>◆ 自主避難所と広域避難所の役割分担の明確化。</li> <li>◆ 広域避難所の開設基準の整備と担当職員の配置。</li> <li>◆広域避難所への音声お知らせ装置やテレビの設置を検討する。</li> <li>◆広域避難所開設担当職員を配備し、避難所の鍵を保管させる。（市民局にもスペアキー保管）</li> </ul>

大項目	2. 災害情報の伝達、避難の実施等
中項目	(4) 避難所の設置・運営
小項目	③ 避難所の問題点
被災者・自治会長アンケート	<p>○避難所において寝たきりの方がとても気の毒であった。</p> <p>○慣れない場所で、近所の方と同じフロアではプライバシーもなく不自由であった。</p> <p>○避難所には普段から毛布や水などの備蓄が必要だ。</p> <p>○寝具がなかった。タオルが直ぐにほしかった。</p> <p>○「伊和高校の2階」が避難所となったが、高齢者や障がいのある人には非常に不便だった。</p> <p>○避難所の運営を手伝わなければ悪いので、夜眠れなかった。</p> <p>○生活するには安心だが、眠れなかった。</p> <p>○ 避難所において指示が統一されていなかった。</p> <p>○ 避難所（者）への情報提供が出来なかった。（電話の不通地域）</p> <p>○ トイレの不足と子ども・高齢者のための洋式トイレが必要。</p> <p>○ 要援護者への細やかな対応が必要</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時要援護者支援マニュアルを作成し、対応する必要がある。</li> <li>●障がい種別ごとの情報の整理（名簿等）をしておく必要がある。</li> <li>●要援護者専用の避難所（スペース）を確保しておく必要がある。（仕切等の設置）</li> </ul>
課題	<p>◎避難所における情報提供</p> <p>◎避難所における高齢者・障がいのある人等の要援護者対策</p> <p>◎避難所における必要物品等の備蓄対策</p> <p>◎避難所におけるプライバシー対策</p> <p>◎避難所における睡眠対策</p>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者等の要援護者に対応「福祉避難所」の検討。</li> <li>◆災害時要援護者支援マニュアルを作成する。</li> <li>◆仮設トイレについては、マンホールに設置型の備蓄も検討する。</li> <li>◆避難所への備蓄については管理上難しいので市民局での備蓄とする。</li> <li>◆ 広域避難所用災害備蓄品の充実及び点検</li> <li>◆ 避難者のプライバシー保護のため、間仕切りボード等を設置する。</li> <li>◆ しーたん放送やしそチャンネル、テレビ、ラジオ等を活用した避難所への災害情報提供</li> </ul>

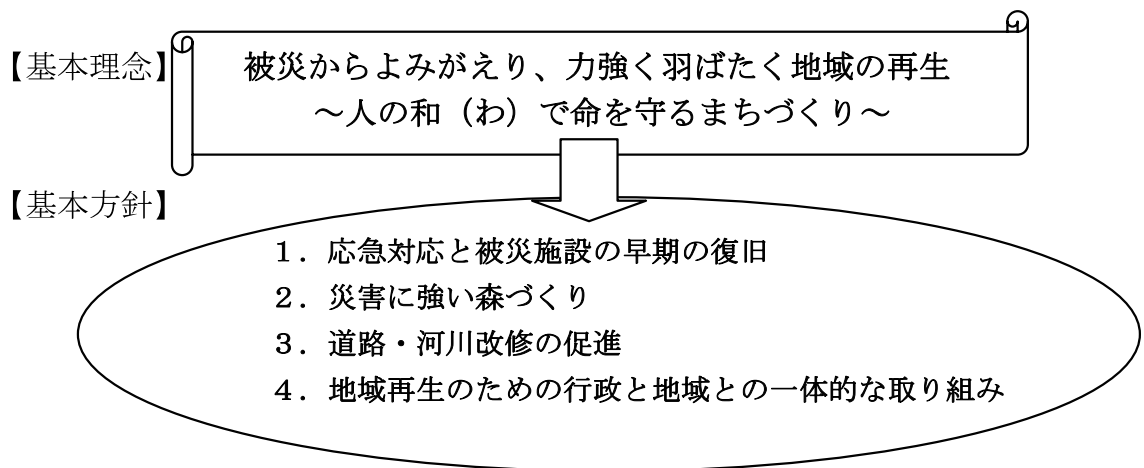
大項目	3. 被災者支援・災害ボランティア等に関すること
中項目	(1) 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援
小項目	
被災者・自治会長アンケート	<p>○ゴミ置き場では他市町からのボランティアの方がよく手伝ってくださったのでうれしかった。</p> <p>○社会福祉協議会の皆さん、ボランティアの皆さんには大変お世話になりました。</p> <p>○土砂を除いたり、床下の泥を出したりと大変な作業をしていただいた。</p>
検証・検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターは社会福祉協議会で設置され、社協の災害時救援マニュアルでは災害発生から24時間以内に判断することとなっており、今回は8月10日に立ち上げとなった。</li> <li>●災害対策本部とボランティアセンターは非常に連携が取れていた。災害対策本部の状況がよく伝わった。</li> <li>●ボランティアは市内外へ募集し、保険は市が負担した。</li> <li>●1712名のボランティアの参加があったが親戚や職場など直に入っておられる方がかなりあった。</li> <li>●災害の大きかったところと小さかったところの温度差がかなりあった。</li> <li>●災害対策本部の中に連合自治会や婦人会が何らかの形で加わって欲しい。</li> <li>●都会の人より地元の仕組みが分かっている人に来てもらった方が仕事が早い。</li> <li>●専門知識をもったボランティアを地元で平素把握しておく必要がある。</li> <li>●災害時には被災（地元）自治会が受け皿になっていただけると大きな効果がある。</li> <li>●ボランティアの募集については、マスコミで佐用が大きく取り上げられた。今後は市と一緒にマスコミ対策を考える必要がある。</li> <li>●資機材についてホームセンターと災害時には安く提供していただく協定を結ぶことも必要。</li> <li>●被災自治会の現状やニーズの把握や災害ボランティアセンターとの連携のため、災害ボランティアセンターの設置訓練が必要である。</li> <li>●浸水住宅の片付ける時、ボランティアごとに扱う品目を定めてゴミ分類にあたる市町があった。参考になるのでは。</li> <li>●他市町では、救援物資の受け入れに当たるボランティアがあった。今回の場合、ボランティア活動が泥かき等に集中したが、生活支援など幅広いボランティア活動が必要。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティアセンター設置の時期、場所</li> <li>◎市や県との連携、情報共有</li> <li>◎ボランティアの募集期間、内容、支援体制</li> <li>◎ボランティアニーズの把握</li> <li>◎ボランティアの養成</li> </ul>
今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティアリーダーの育成と受入体制の整備</li> <li>◆県の「ひょうご災害緊急支援隊」制度の活用</li> <li>◆マスコミの活用を含めた市外ボランティア募集方法の検討</li> <li>◆災害時応急対策活動の協定締結等の検討</li> <li>◆ボランティアセンター設置訓練の実施</li> <li>→災害対策本部・被災自治会との連携及びニーズの把握方法</li> <li>◆市内自治会相互のボランティア協力体制の検討</li> </ul>

## 5章. 復興に向けた基本方針と目標

### 5-1. 基本方針

本復興計画においては、災害により甚大な被害を受けたまちが、一日も早く復旧して市民が元の暮らしを取り戻すこと、また、同じような災害が起こらないよう地域と協力して安全で安心なまちづくりを目指します。

さらには、この災害を契機に宍粟市が新たに自然とともに輝くまちとなることを目指します。



### 5-2. 計画の目標

本復興計画では、本委員会で決定した「基本方針」そのものが、直接的に「計画の目標」となるため早期かつ着実に実現することを目指していきます。

#### 【計画の目標】

目標 1 : 応急対応と被災施設の早期の復旧

目標 2 : 災害に強い森づくり

目標 3 : 道路・河川改修の促進

目標 4 : 地域再生のための行政と地域との一体的な取り組み



### 5-3. 計画の期間

復興については、災害復旧事業など原形復旧を主とするもの、災害を未然に防ぐ事業を主とするもの、また、地域と連携・協働しながら新たな視点で創造するまちづくり事業を主とするものを通して、地域と行政が一体となって計画実現に向けた取り組みを進めます。

また、計画の進捗状況を把握し、社会環境や経済情勢の変化に対応しながら、着実に復興が進むようフォローアップを行います。

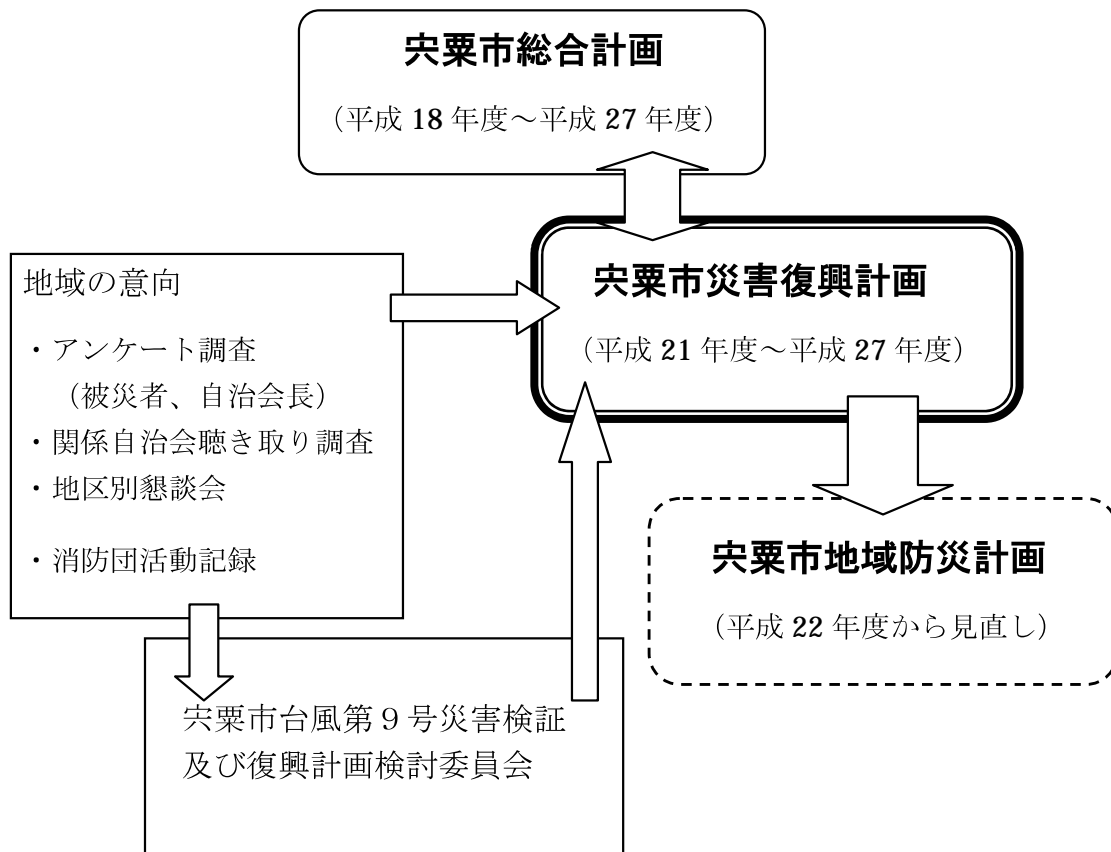
なお、計画期間は、本年度策定する宍粟市総合計画後期基本計画<sup>(注)1</sup>などを考慮し、被災年度（平成21年度）から平成27年度までとします。

(注)1・・・宍粟市総合計画の中の基本計画であり、後期期間は平成23年度～平成27年度となっています。

### 5-4. 計画の位置づけ

本復興計画は、宍粟市総合計画のもと、地域の意向や、本委員会での協議及び意見を踏まえたうえで策定しました。

また、本計画を宍粟市地域防災計画や災害対応マニュアルなどに反映させるとともに、各事業を推進します。



## 6章. 復興の施策

### 6-1. 応急対応と被災施設の早期の復旧

#### (1) 課題

- ・揖保川などの流下能力を超える降雨量により、甚大な土砂災害及び浸水被害が発生したことから、堆積土砂の撤去や農林業施設をはじめとする被災施設の早期の災害復旧などが必要です。
- ・道路の通行不能箇所の解消や橋梁の改修など、道路・橋梁の早期復旧が不可欠であり、安全な避難路を確保することが必要です。

#### (2) 方策

- ・河川堆積土砂の撤去により、河川の流下能力を向上させます。
- ・被災した道路や橋梁については、改修によって主要道路の通行を優先的に確保するとともに、早期に通行不能箇所を解消します。
- ・被災した農林業施設や生活関連施設も同様に早期に復旧し、円滑な農林業の再開や快適な市民生活の継続に寄与します。

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急河道対策事業	河道掘削による河積の確保 (揖保川：山崎町高所 ～ 一宮町曲里)	国	H21～23
道路災害復旧事業	被災した道路、橋梁の早期復旧により通行不能箇所の解消	県・市	H21～24
河川災害復旧事業	被災した河川護岸などの早期復旧	県・市	H21～23
農地、農業用施設災害復旧事業	被災した農地・農業用施設の早期復旧	市	H21～23
農地、農業用施設災害復旧事業(市単独)	被災した農地・農業用施設の早期復旧 (軽微な復旧)	受益者・市	H21～23 申請 H21 終了
林道施設災害復旧事業	被災した林道施設の早期復旧により通行不能箇所の解消	県・市	H21～22

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
水道施設災害復旧事業	被災した上水道及び簡易水道施設の早期復旧	市	H21～23
下水道施設災害復旧事業	被災した下水道施設の早期復旧	市	H21～23

## 6-2. 災害に強い森づくり

### (1) 課題

- ・山林では、山の手入れ不足などによる保水能力が低下し、荒廃が進んでいます。
- ・土石や立木・倒木が流出し、橋梁などで堰き止められることにより河川の氾濫の要因となっているため、二次災害を防止する必要があります。
- ・未利用木材の有効活用など、林業の新たな展開や山林の管理育成が必要です。

### (2) 方策

- ・間伐など適正な森林管理とあわせ、伐採木の処理を含めた施業方法の改善や間伐木を利用した土砂などの流出防止対策を行います。
- ・二次災害の原因となる倒木の緊急処理を行います。
- ・土石・流木の流出防止のため治山及び砂防事業を行います。
- ・広葉樹を主体とした環境林を造成し、土砂災害防止機能の高い森林へ誘導します。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
砂防事業	被災溪流及び土石流・倒木等の流出対策などが必要な箇所の砂防えん堤整備	県	H21～24
治山事業	人家裏、公共施設、道路への崩壊の恐れがある箇所の治山対策	県・市	H21～
里山防災林整備事業	集落の裏山を対象にした森林整備にあわせて簡易な防災施設（柵工など）の設置や歩道整備	県	H21～
緊急防災林整備事業	森林の防災機能を高めるため間伐木土留工などの設置	市	H21～
針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業	土砂災害防止機能を高めるため高齢人工林の部分伐採を実施し広葉樹を主体とした環境林の造成推進	市	H21～23
倒木等処理対策事業	河川、谷川沿いなどの崩壊地で人家や公共施設への流出危険性が高い倒木の集積、運搬、処理	市	H21～22
林道・基幹作業道整備促進事業	木材の供給安定のため林道・基幹作業道の林業基盤の整備	市	H22～
原材料支給事業	林道台帳に記載された林道の維持に係る補修資材の支給	市	H21～

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急防災林整備事業（拡充）	被災溪流沿いに広葉樹を植栽し災害緩衝林を造成 簡易流木止めの設置整備	県	H22～

### 6-3. 道路・河川改修の促進

#### (1) 課題

- ・避難路や緊急輸送路の役割を担っている路線の減災対策が必要です。
- ・道路災害を未然に防ぎ孤立集落が発生しないようにする対策が必要です。
- ・河川においては、無堤もしくは暫定堤防区間の堤防整備が必要です。

#### (2) 方策

- ・避難路や緊急輸送路をはじめ落石や崩土などの危険箇所の点検や計画的な整備を推進します。
- ・河川巡視による現状把握と対策を検討します。
- ・国及び県管理河川については、早期の堤防整備に向けた取り組みを促します。
- ・市民生活を営むうえで必要不可欠な道路については、特に主要幹線である国・県道で被害の集中する箇所の早期改良を要望して行きます。

〈参考〉一般国道 29 号（一宮町嶋田、波賀町日見谷及び鹿伏地区）

主要地方道穴栗下徳久線（山崎町切窓峠）

主要地方道穴栗新宮線（山崎町下比地地区）

主要地方道養父穴栗線（一宮町楽里及び福中地区）

一般国道 429 号（一宮町百千家満、一宮～波賀町高野峠及び千種町志引峠）

主要地方道若桜下三河線（千種町下河野、七野及び河呂地区）

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による被害拡大防止対策	県	H22～
道路防災対策事業	落石や崩土など危険箇所の防災点検または防災施設の計画的な整備を推進	県・市	H22～
河川防災対策事業	河川巡視による現状把握と対策計画	県・市	H22～

## 6-4. 地域再生のための行政と地域との一体的な取り組み

## 1. 農業

## (1) 課題

- ・農業従事者の高齢化、米消費の減少、農産物の価格の低迷などの影響及び被災したことにより営農意欲が低下し、次世代の農業を担う後継者・担い手の育成及び確保が必要です。
- ・耕作放棄地や管理が不十分な農地の有効活用が必要です。
- ・被災した農地の早期の耕作再開を支援する仕組みが必要です。

## (2) 方策

- ・農業者組織や集落営農組織などを強化し、多様な後継者・担い手の確保を行います。
- ・集落営農組織などが営農継続に必要な農業機械・施設の整備を推進します。
- ・元気な高齢者の参画を促進し、特産品の開発や直売所の充実に関する取組みを推進します。
- ・都市住民、U・I・Jターンの定住促進による地域活性化を図り、空家などの情報を都市部に発信します。

## (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
地域農業再生事業（地域農業再生事業）	復旧農地を活用した地産地消活動、野菜・果樹などの産地形成、体験農園・ふれあい農園に必要な施設整備の推進	一般農業者組織	H21～23
地域農業再生事業（営農継続用機械整備事業）	復旧農地を活用した営農の継続に必要な施設・機械の整備（リースによる）	集落営農組織・認定農業者	H21～23
耕作放棄田対策補助事業（再生作業）	所有者に代わり耕作する者が確保された再生利用活動による耕作支援	地域耕作放棄地対策協議会	H21～25
耕作放棄田対策補助事業（土壌改良）	耕作放棄田に係る土壌改良の支援	地域耕作放棄地対策協議会	H21～25
耕作放棄田対策補助事業（営農定着）	耕作放棄田に係る営農定着の支援	地域耕作放棄地対策協議会	H21～25

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
耕作放棄田対策補助事業 (市単独)	耕作放棄田対策事業完了後の補完的支援	所有者 耕作者	H21～25
集落営農推進補助事業 (市単独)	集落営農ビジョンの作成支援	農会 農業者団体	H21～25
野生動物防護柵災害復旧補助事業	被災により損傷した野生動物防護柵の早期復旧支援	農会 自治会	H21～22
鳥獣被害防止柵設置補助事業 (市単独)	野生動物防護柵の設置支援	農会 営農組合	H21～22
農業機械購入補助事業 (市単独)	集落営農用機械の購入支援	集落営農 組織	H18～
空家空農の利活用事業	都市住民、U・I・Jターンの定住促進による地域活性化を図るため、空家バンクを設置し、市内の空家情報を発信	市	H21～



## 2. 林業

### (1) 課題

- ・林業従事者の高齢化、木材市況の低迷などの影響により山林の管理育成意欲が低下し、次世代の林業を担う後継者・担い手の育成及び確保が必要です。
- ・森林施業の団地化など効率的な林業経営が必要です。

### (2) 方策

- ・森林施業の団地化を推進し、効率的な林業経営を目指します。
- ・原木の安定生産のため団地内の路網整備を行います。
- ・県産木材供給センターを整備し、安定した加工・流通システムを構築し雇用を創出します。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
木造公共施設等の整備事業	木材の優れた特性と木材利用の意義を広く普及啓発し、県産木材の利用を促進するため、PR効果の高い公共施設の木造・木質化を推進	県	H22～
低コスト原木供給団地路網整備事業	ひょうご林内路網1,000km整備プランに基づく、原木の安定生産のため、路網整備を実施	市・森林組合等	H22～
団地化推進事業	広域連携団地の設定に係る計画の設定や研修を支援 (森林経営団地化推進事業、森林経営支援推進事業など)	市	H21～
県産木材供給センターの稼働	資源循環型林業を確立し、森林所有者への利益還元及び持続可能な森林経営を実施	協同組合兵庫木材センター	H22～

### 3. 観光

#### (1) 課題

- ・観光施設や美しい渓谷に被害が発生し、災害の影響により観光客が減少しているため、観光産業の再生、発展に向けた早急な取り組みが必要です。
- ・美しい自然や既存施設を生かしたにぎわい創出が求められています。

#### (2) 方策

- ・被災した観光施設や溪流美を早期に復旧し、観光客の回復を目指します。
- ・地域の特色ある資源を利用し、体験型観光につながる施設整備や市民が元気になるイベントなどの開催を推進します。

#### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
観光施設復旧修繕事業	被災した観光施設を復旧修繕し、観光客の回復を目指す（福知渓谷休養センター及び周辺施設、千町拠点施設など）	市	H21～
観光施設整備事業	地域の特色ある資源を活用し、体験型観光につながる施設整備の推進 （音水湖カヌー競技場、東山フォレストステーション、ちくさ高原など）	市	H21～
観光振興イベント事業	地域の特色を生かした市民が元気になるイベントの開催 （さつき祭、山崎納涼祭、波賀納涼花火大会、妙見夏祭など）	市	H21～

## 4. 地域づくり

### (1) 課題

- ・被災した地域の安全・安心なまちづくりのために地域コミュニティの強化が必要です。
- ・地域の特性や資源を活かした多彩な活動を推進し、地域力向上のために全市的なまちづくり支援が必要です。

### (2) 方策

- ・地域の特性や資源を生かした特色ある地域づくりを推進します。
- ・集落単位でのコミュニティ形成に係る取組みを強化し、また、旧町単位でのまちづくり協議会の活動を支援します。
- ・地域づくりの活動が自主防災組織の育成強化へつながる取組みを目指します。

### (3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
まちづくり支援事業	自治会、サークルなどが行う自主的・主体的なまちづくり活動への支援	事業実施 団体	H17～
まちづくり支援員の増員	まちづくり活動を支援する支援員を増員し、地域活動の充実を図る	市	H21～
まちづくり協議会による各町ごとの地域づくりの実践に関する取組み	各町のまちづくりの方向性を決める「まちづくり計画」を策定し、市全体または町域を超えて実施する地域振興の実践や活動の支援	市	H22～
岩塊流を活かした地域づくり事業	貴重な自然資源である岩塊流を保護し、地域資源を活かした特色ある地域づくりを促進	市	H21～
しそ元気づけんき大作戦事業	各地区や校区単位などで組織される団体が実施する地域の活性化やまちづくり活動の支援	事業実施 団体	H22～
地域活性化等資金融資制度の活用促進	自治会等の団体が地域力向上・強化の取組みを実施するための事業費借入制度の創設 借入金利子の一部を助成	市	H22～

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
彩りの森整備事業	地域資源を活かした特色ある地域づくりの推進 (山崎)最上山公園彩りの森づくり事業 (一宮)福知溪谷復興事業〈だいだい岩は残った〉 (波賀)フォレストステーション波賀彩りの森整備事業 (千種)ちくさ高原彩りの森整備事業	市	H22～
災害復旧に係る借入金利子補給金交付事業	被災された方の復興に係る資金借入に対する利子補給支援(国・県制度利用者以外)	市	H22～
自主防災組織緊急育成支援事業	自主防災組織における防災資機材の購入支援	市	H20～
自主防災活動促進事業	自主防災組織における防災マップ及び防災ファイル作成支援	市	H20～



# 佐用町台風第 9 号災害検証委員会の報告

佐用町

# 台風第 9 号災害検証報告書（案）

佐用町台風第 9 号災害検証委員会

# 目 次

## 第1編 災害対策本部体制、関係機関との連携

### 第1章 町の防災体制

#### 1 災害対策本部体制

##### (1) 本部組織

(検証項目1) 警戒準備体制及び災害警戒本部の設置 ----- 1

(検証項目2) 災害対策本部の設置及び災害対策本部会議の開催 ----- 2

##### (2) 本部各部(班)の機能と人員配置

(検証項目1) 本部各部職員の事務分担

(検証項目2) 各地域対策部の機能 ----- 3

(検証項目3) 広報体制(報道機関への対応)

(検証項目4) 災害対応職員の支援体制 ----- 4

##### (3) 職員の配備(参集)基準と実際

(検証項目1) 職員の配備体制

(検証項目2) 職員の配備連絡 ----- 5

(検証項目3) 職員の参集状況 ----- 6

(検証項目4) 参集報告

町災害対策本部体制の改善への提言 ----- 7

#### 2 平時の防災体制

##### (1) 防災担当組織・防災責任者の設置

(検証項目1) 防災に係る組織体制 ----- 10

(検証項目2) 防災担当職員の配置

##### (2) 職員への防災研修、防災訓練

(検証項目1) 職員に対する防災研修 ----- 11

(検証項目2) 防災訓練の実施

平時の防災体制の改善への提言 ----- 12

#### 3 防災拠点施設の整備

##### (1) 災害対策本部室

(検証項目1) 庁舎の浸水対策 ----- 13

(検証項目2) 災害対策本部事務室 ----- 14

##### (2) 通信と非常電源設備

(検証項目1) 情報通信機器

(検証項目2) 非常用電源の確保 ----- 15

防災拠点施設の改善への提言 ----- 16



(参考資料)

【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画、佐用町課設置条例、佐用町行政組織規則の規定】

1	災害対策本部体制	
(1)	配備の決定	17
(2)	災害対策本部設置基準	
(3)	災害対策本部等の設置場所	
(4)	指揮の権限	
(5)	災害対策本部の組織	
(6)	本部各部の任務	
(7)	災害対策本部の協議事項等	
(8)	活動場所	18
(9)	人員配置	
(10)	配備連絡	
(11)	参集場所	
(12)	参集報告	
2	平時の防災体制	
(1)	防災対策の推進	19
(2)	事務分掌	
(3)	研修	20
(4)	防災訓練	
3	防災拠点施設の整備	
(1)	本庁舎および支所の位置づけ	21
(2)	他の防災拠点との関連	
(3)	庁舎の防災対策	
4	表1～表7・図1～図6	
(表1)	各対策部の任務	22
(表2)	配備基準	23
(表3)	合併以降の町における防災体制と対応状況	24
(表4)	災害時緊急連絡網	25
(表5)	職員の参集状況及び被災状況	26
(表6)	組織構成	27
(表7)	人員配置	28
(図1)	旧町所属職員の配置	29
(図2)	災害当日21時時点の参集状況	30
(図3)	ハザードマップ(防災マップ)と浸水実績(佐用地区)	31
(図4)	ハザードマップ(防災マップ)と浸水実績(上月地区)	32
(図5 - )	本庁舎1階の機器配置図	33
(図5 - )	本庁舎2階の機器配置図	
(図5 - )	本庁舎屋上の機器配置図	34
(図6 - )	上月支所1階の機器配置図	35
(図6 - )	上月支所2階の機器配置図	
(図6 - )	上月支所3階の機器配置図	36
(図6 - )	上月支所屋上の機器配置図	

## 第2章 地域防災体制・活動

### 1 消防団の体制・活動

(1) 地域における消防団の活動状況	
(検証項目1) 消防団の出動	37
(検証項目2) 消防団の活動	38
消防団の体制・活動の改善への提言	39

### 2 自主防災組織の体制・活動

(1) 自主防災組織の活動状況	
(検証項目1) 自主防災組織の体制・活動	40
(2) 町との情報連携	
(検証項目1) 町との情報連携	41
自主防災組織の体制・活動の改善への提言	42

#### (参考資料)

##### 【佐用町消防団・自主防災組織の概要及び地域防災計画の規定】

1 消防団・自主防災組織の体制・活動	
(1) 消防団の設置	43
(2) 消防団の服務規律	
(3) 消防団の活動	
(4) 消防団の教養及び訓練	
(5) 協力組織等の指導育成への協力	
(6) 自主防災組織の体制	
(7) 自主防災組織の活動	44
(8) 育成強化対策	45
(9) 情報の収集伝達	
2 表1～表4	
(表1) 消防団団員数と年齢の推移	46
(表2) 消防団の組織概要	
(表3) 自主防災組織と消防団組織	47
(表4) 自主防災組織の体制	48

## 第3章 防災関係機関相互の情報共有

### 1 防災関係機関相互の情報共有

(1) 関係機関相互の情報共有	
(検証項目1) 神戸海洋気象台との情報共有	49
(検証項目2) 県との情報共有	50
防災関係機関相互の情報共有の改善への提言	51

(参考資料)

【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画の規定】

1 気象情報等の収集伝達	
(1) 気象情報	5 2
(2) 水防活動用気象注意報・警報	
(3) 水防警報	
(4) 水位周知河川(水位情報周知河川)の情報	
(5) 災害情報の伝達手段	5 3
(6) 庁内の情報共有	
(7) 防災関係機関との情報共有	
(8) 上下流域の市町との情報共有	

第4章 広域応援体制

1 広域応援体制

(1) 県への支援要請と支援	
(検証項目1) 県への支援要請と支援	5 4
(2) 他市町への支援要請と支援	
(検証項目1) 他市町への支援要請と支援	5 5
(3) 広域防災応援協定の活用	
(検証項目1) 広域防災応援協定の活用	5 6
広域応援体制の改善への提言	5 7

(参考資料)

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

1 県への支援要請と支援	
(1) 県への支援要請と支援	5 8
(2) 他市町への支援要請と支援	
(3) 広域防災応援協定の活用	5 9
2 表1～表2	
(表1) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	6 0
(表2) 人的支援等一覧表	6 1

第5章 災害対応に係る資機材

1 防災資機材の備蓄

(1) 防災物資、資機材の備蓄	
(検証項目1) 備蓄物資の確保	6 2
(2) 防災物資、資機材の配布、活用	
(検証項目1) 備蓄物資の配布、活用	6 3
防災資機材の備蓄の改善への提言	6 4

(参考資料)

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

1 防災資機材の備蓄	
(1) 防災物資、資機材の備蓄	6 5
(2) 防災資機材の整備	6 6
2 表1～表3	
(表1) 緊急物資備蓄一覧表	6 7
(表2) 役場庁舎及び備蓄倉庫位置図	6 8
(表3) 水防資機材一覧表	6 9

第6章 義援金、支援物資の対応

1 義援金、支援物資の対応

(1) 義援金、支援物資の募集、配布、活用	
(検証項目1) 義援金の募集、配分、活用	7 0
(検証項目2) 支援物資の募集、配布、活用	7 1
義援金、支援物資の対応の改善への提言	7 3

(参考資料)

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

1 義援金等の対応	
(1) 義援金の募集	7 5
(2) 義援金の受け付け、保管	
(3) 義援金の配分	
2 救援物資の対応	
(1) 救援物資の受入れ	
(2) 受入れと仕分け	
(3) 輸送と配布	
3 表1～表2	
(表1) 佐用町・兵庫県義援金配分一覧表	7 6
(表2) 救援物資集計表	7 7
(表3) 大型救援物資集計表	

第2編 災害情報の伝達、避難の実施等

第1章 防災情報の収集と発信

1 町からの避難勧告等の発信

(1) 避難勧告等の判断指標	
(検証項目1) 避難準備情報(洪水)の判断指標	7 8
(検証項目2) 避難勧告(洪水)の判断指標	7 9

( 検証項目 3 ) 避難指示 ( 洪水 ) の判断指標	8 0
( 検証項目 4 ) 避難準備情報・避難勧告・避難指示 ( 土砂災害 ) の判断指標	
( 2 ) 避難勧告等の発令判断のための情報収集	
( 検証項目 1 ) 防災情報機器等による情報収集	8 1
( 検証項目 2 ) パトロールや電話等による情報収集	8 2
( 3 ) 避難勧告等の発令の総合的判断と発信	
( 検証項目 1 ) 避難勧告等の発信時期	8 3
( 検証項目 2 ) 避難勧告等の対象地域	8 4
町からの避難勧告等の発信の改善への提言	8 5

( 参考資料 )

【 佐用町地域防災計画、佐用町水防計画の規定 】

1 気象情報等の収集伝達	
( 1 ) 気象情報	8 9
( 2 ) 水防活動用気象注意報・警報	
( 3 ) 水防警報	
( 4 ) 水位周知河川 ( 水位情報周知河川 ) の情報	
2 避難の勧告・指示等の伝達	
( 1 ) 避難勧告・指示等の伝達経路	9 0
( 2 ) 避難時の伝達事項事例	
( 3 ) 防災行政無線による伝達	
( 4 ) その他の伝達方法	9 1
3 避難勧告・指示の発令等	
( 1 ) 避難の種類	
( 2 ) 避難勧告・指示等の基準	9 2
( 3 ) 避難の種類及び発令基準 ( 洪水 )	
( 4 ) 避難の種類及び発令基準 ( 土砂災害 )	
4 避難勧告判断を行うための各種情報収集	
( 1 ) 防災気象情報提供システム等の活用	9 3
( 2 ) 通信機能の確保	
( 3 ) 通信設備・情報の管理	9 4
( 4 ) 発見者の通報義務	
5 表 1 ~ 表 6	
( 表 1 ) 避難の種類、避難勧告、指示等の基準	9 5
( 表 2 ) 避難の種類及び発令基準 ( 洪水 )	9 6
( 表 3 ) 各種情報による「はん濫注意水位」到達時間	9 7
( 表 4 ) 各種情報による「避難判断水位」到達時間	9 8
( 表 5 ) 避難判断水位の超過履歴	9 9
( 表 6 ) 避難の種類及び発令基準 ( 土砂災害 )	1 0 0

## 第2章 町からの避難勧告等の伝達

### 1 町からの避難勧告等の伝達

#### (1) 町からの伝達

( 検証項目 1 ) 防災行政無線による情報伝達	1 0 1
( 検証項目 2 ) 防災行政無線以外による情報伝達	
( 検証項目 3 ) 町からの情報伝達の内容	1 0 2
町からの避難勧告等の伝達の改善への提言	1 0 4

#### (参考資料)

##### 【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

#### 1 情報収集・伝達手段

( 1 ) 通信機能の確保	1 0 6
( 2 ) 通信設備・情報の管理	
( 3 ) 代替通信手段の確保	1 0 7
( 4 ) 情報の伝達系統及び伝達手段	1 0 8
( 5 ) 住民に対する情報伝達系統	1 0 9

#### 2 気象情報等の収集伝達

( 1 ) 気象情報	1 1 0
( 2 ) 水防活動用気象注意報・警報	
( 3 ) 水防警報	
( 4 ) 水位周知河川(水位情報周知河川)の情報	

#### 3 避難の勧告・指示等の伝達

( 1 ) 避難勧告・指示等の伝達経路	1 1 1
( 2 ) 避難時の伝達事項事例	
( 3 ) 防災行政無線による伝達	
( 4 ) その他の伝達方法	1 1 2

#### 4 表1

(表1) 台風第9号災害発生時の防災行政無線の放送内容	1 1 3
-----------------------------	-------

## 第3章 地域における情報伝達と避難誘導

### 1 地域における情報伝達

#### (1) 防災行政無線(集落内放送)等による情報伝達

( 検証項目 1 ) 防災行政無線による情報発信	1 1 4
( 検証項目 2 ) 防災行政無線による放送内容	
( 検証項目 3 ) 防災行政無線の聴取	1 1 5

#### (2) 消防団、自主防災組織による避難誘導

( 検証項目 1 ) 消防団による避難誘導	
( 検証項目 2 ) 自主防災組織による避難誘導	1 1 6

地域における情報伝達の改善への提言	1 1 7
-------------------	-------

2	地域における住民の避難行動	
(1)	避難場所および経路	
	(検証項目1) 避難場所の事前設定	1 1 9
	(検証項目2) 避難経路の事前設定	
	(検証項目3) 避難の場所	1 2 0
	地域における住民の避難行動の改善への提言	1 2 2
3	災害時要援護者への支援	
(1)	在宅の災害時要援護者への支援	
	(検証項目1) 事前の取組み(情報収集、支援体制の構築など)	1 2 4
	(検証項目2) 避難の支援	
	(検証項目3) 障がい者・外国人等への情報伝達	1 2 5
(2)	社会福祉施設への支援	
	(検証項目1) 社会福祉施設の避難支援	1 2 6
	災害時要援護者への支援の改善への提言	1 2 7
4	自動車移動者への情報伝達と誘導	
(1)	自動車移動者への情報伝達と誘導	
	(検証項目1) 町内の道路状況の情報収集	1 3 0
	(検証項目2) 高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有	
	(検証項目3) 自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導	1 3 1
	自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言	1 3 3
(参考資料)		
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】		
1	地域における情報伝達	
	(1) 住民の避難行動	1 3 5
2	地域における住民の避難行動	
	(1) 避難所の設定	
	(2) 避難路の整備	
	(3) 避難誘導標識の整備	
3	災害時要援護者への支援	
	(1) 情報提供	1 3 6
	(2) 避難対策	
	(3) 外国人への情報伝達等	
4	自動車移動者への情報伝達と誘導	
	(1) 被災情報及び交通情報の収集	
	(2) 陸上交通の確保	1 3 7
5	表1～表4	
	(表1) 防災行政無線の設置状況	1 3 8
	(表2) 台風9号災害発生時の防災行政無線の放送内容	1 3 9

(表3) 町災害復興計画検討委員会アンケート結果	141
(表4) 避難所一覧	142

6 図1～図6	
(図1) 浸水想定図(佐用地区)	144
(図2) 浸水想定図(平福・長谷地区)	145
(図3) 浸水想定図(上月地区)	146
(図4) 浸水想定図(久崎・円光寺地区)	147
(図5) 浸水想定図(幕山地区)	148
(図6) 浸水想定図(須安・力万地区)	149

## 第4章 避難所の設置・運営

### 1 避難所の設置・運営

#### (1) 避難所の設置・開設

(検証項目1) 指定避難所の開設	150
(検証項目2) 福祉避難所の設置	151
(検証項目3) 指定避難所への職員派遣	
(検証項目4) 避難所の設備、備品	152

#### (2) 避難所との情報連絡・運営

(検証項目1) 避難所との連絡体制	
(検証項目2) 避難所への情報伝達	153
(検証項目3) 避難所の運営体制	

#### (3) 避難所の健康管理、衛生対策

(検証項目1) 避難所の健康管理	154
(検証項目2) 避難所の衛生対策	155
避難所の設置・運営の改善への提言	156

### (参考資料)

#### 【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

##### 1 避難所の設置

(1) 避難所の開設	158
(2) 避難勧告・指示等の伝達経路	
(3) 避難所派遣要員	
(4) 避難所の受け入れ	159
(5) 避難所設備の整備	

##### 2 避難所の運営

(1) 避難所の運営	
(2) 避難所の健康管理	
(3) 保健活動の実施	
(4) 仮設トイレの確保	
(5) 入浴、洗濯対策	160



3 表1～表7	
(表1) 開設避難所一覧	161
(表2) 避難所の受け入れ状況	
(表3) 健康管理、衛生対策活動状況	162
(表4) 医療・助産対策	163
(表5) 健康対策	
(表6) し尿処理対策	164
(表7) 食品衛生対策	

### 第3編 災害救援ボランティア活動の支援体制

#### 第1章 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

##### 1 町と町社会福祉協議会による災害VCの開設・運営、及びこれに対する応援の体制

(1) 災害VCの拠点の確保、支部の開設	
(検証項目1) 災害VCの拠点の確保、支部の開設	165
(検証項目2) ボランティアの募集や募集停止の経緯	166
(検証項目3) ボランティアニーズの把握方法	167
(2) 災害対策本部と災害VCの連携と情報共有	
(検証項目1) 災害対策本部と災害VCの連携・情報共有のあり方	168
(検証項目2) 災害対策本部と災害VCの情報の発信	169
(3) 災害ボランティアの安全衛生対策	
(検証項目1) 災害ボランティア活動の状況と安全衛生面の確保	
(4) 災害VCの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い	
(検証項目1) 災害VCの運営資金	170
(検証項目2) 災害ボランティア保険	171
町と町社会福祉協議会による災害VCの開設・運営、 及びこれに対する応援の体制の改善への提言	172

#### 第2章 災害VCの運営と福祉支援活動との関係

##### 1 災害VCの運営と福祉支援活動との関係

(1) 町社協が運営する介護サービス事業の災害時対応	
(検証項目1) 災害VCの運営と介護サービスの運営体制	173
災害VCの運営と福祉支援活動との関係改善への提言	174

### 第3章 その他の被災者支援活動等

#### 1 その他の被災者支援活動等

##### (1) 近隣相互の応援、専門職による応援等

( 検証項目 1 ) その他の地域支援活動と専門職による応援	175
( 検証項目 2 ) 専門ボランティアの活動状況	176
その他の被災者支援活動等の改善への提言	177

#### (参考資料)

##### 【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画の規定】

#### 1 災害ボランティア活動の支援体制

( 1 ) 災害ボランティア活動の支援マニュアルの作成	178
( 2 ) 受入体制の整備	
( 3 ) ボランティア活動の支援拠点の整備	179
( 4 ) 災害ボランティア活動の環境整備	

#### 2 災害ボランティアの要請・受け入れ

( 1 ) 災害救援専門ボランティアの派遣要請	
( 2 ) 災害ボランティアの受け入れ	180

##### 【佐用町災害ボランティアセンターマニュアルの規定】

#### 3 佐用町災害ボランティアセンターについて

( 1 ) 設置目的	
( 2 ) 役割	181

#### 4 センターの運営について

( 1 ) センターの運営方針について	
( 2 ) センターの統括責任者について	
( 3 ) 運営時間について	
( 4 ) センタースタッフについて	
( 5 ) センター設置場所について	182
( 6 ) センター出張所	
( 7 ) センター運営資金と資器材の確保	

#### 5 センターの組織について

( 1 ) センターの組織について	183
-------------------	-----

#### 6 センターの活動内容について

( 1 ) 各班活動内容について	
------------------	--

#### 7 災害ボランティアの募集について

( 1 ) ボランティアの募集手順について	184
( 2 ) ボランティアの区分について	185
( 3 ) ボランティア保険について	
( 4 ) ボランティア活動証明書について	186

8	センターの情報管理について	
	(1) 個人情報の管理について	
	(2) 情報の混乱防止について	
9	センターの設備・備品・資機材について	
	(1) 電話回線の確保について	187
	(2) 車両の確保について	
	(3) 備品・資器材の確保及び管理について	
10	センターの閉鎖について	
	(1) センターのレイアウトについて	
11	センターの閉鎖について	
	(1) 閉鎖協議(例示)	188
	(2) 閉鎖後の業務(例示)	
12	表1～表2	
	(表1) 佐用町災害ボランティアセンター運営方針	189
	(表2) 佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	191
13	図1～図2	
	(図1) 災害VC本部及び支部の設置場所	192
	(図2) ボランティア数とニーズ件数	

# 佐用町台風第9号災害検証報告書 提言(案)

## 第1編 災害対策本部体制、関係機関との連携

### 第1章 町の防災体制

#### 災害対策本部体制の改善への提言

- 提言1 地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。
- 提言2 コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。
- 提言3 災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。
- 提言4 限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必要である。
- 提言5 地域の情報を収集する住民による「災害モニター(仮称)」の設置などを検討する必要がある。
- 提言6 災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。
- 提言7 平常時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。
- 提言8 職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。
- 提言9 災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。
- 提言10 災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。

#### 平時の防災体制の改善への提言

- 提言11 防災・危機管理担当組織の設置が必要である。
- 提言12 専任の防災担当職員の配置が必要である。
- 提言13 職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。
- 提言14 実践的な防災訓練を実施することが必要である。

#### 防災拠点施設の改善への提言

- 提言15 庁舎の浸水対策を図ることが必要である。
- 提言16 災害対策事務室の確保が必要である。
- 提言17 災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。
- 提言18 非常用電源の整備が必要である。
- 提言19 フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である。

### 第2章 地域防災体制・活動

#### 消防団の体制・活動の改善への提言

- 提言20 消防団員の確保対策が必要である。
- 提言21 洪水時の救助活動を行うための資機材が必要である。

#### 自主防災組織の体制・活動の改善への提言

- 提言22 地域防災力の向上のため自主防災組織の強化が必要である。
- 提言23 自分の命は自分で守る自助意識・地域の安全は地域で守る共助意識の啓発が必要である。
- 提言24 地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む必要がある。

### 第3章 防災関係機関相互の情報共有

#### 防災関係機関内の情報共有の改善への提言

- 提言25 関係機関との情報共有のための体制整備が必要である。
- 提言26 災害対策を行う職員及び県などの関係機関との連絡の徹底が必要である。

### 第4章 広域応援体制

#### 広域応援体制の改善への提言

- 提言27 各関係機関への速やかな派遣要請が必要である。
- 提言28 広域的な応援体制の一層の充実強化が必要である。
- 提言29 支援要請に関する事務を担当する部署を明確にする必要がある。
- 提言30 家屋被害認定士などの育成、確保が必要である。
- 提言31 民間企業、災害関係NPOなどとの応援協定を拡充することが必要である。

## 第5章 災害対応に係る資機材

### 防災資機材の備蓄の改善への提言

- 提言 32 防災資機材の備蓄計画を策定する必要がある。
- 提言 33 防災資機材の備蓄場所の分散が必要である。
- 提言 34 住民による被災後3日分の食料等の備蓄を周知する必要がある。
- 提言 35 食料や生活必需品を円滑に配布できる仕組みづくりが必要である。

## 第6章 義援金、支援物資の対応

### 義援金、支援物資の対応の改善への提言

- 提言 36 義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う必要がある。
- 提言 37 被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報が必要である。
- 提言 38 物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。
- 提言 39 平時から、支援物資の配布体制等を検討しておくことが必要である。
- 提言 40 支援物資は、必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

## 第2編 災害情報の伝達、避難の実施等

### 第1章 防災情報の収集と発信

#### 町からの避難勧告等の発信の改善への提言

- 提言 41 情報機器をより有効活用した観測情報の収集が必要である。
- 提言 42 気象台の予報官などの電話連絡を密にし、より詳細な情報の収集が必要である。
- 提言 43 町内の各地域の情報をきめ細かく収集し、分析するための仕組みが必要である。
- 提言 44 避難勧告等の発令の方針を明確にし、住民の理解を得ておくことが必要である。
- 提言 45 対象範囲を細分化して避難勧告等を出すことが望ましい。
- 提言 46 避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。
- 提言 47 避難勧告等以外にも住民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信が必要である。
- 提言 48 自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。
- 提言 49 防災情報に関する住民への啓発が必要である。

### 第2章 町からの避難勧告等の伝達

#### 町からの避難勧告等の伝達の改善への提言

- 提言 50 住民などに迅速・確実に情報を伝達できるよう、既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。
- 提言 51 新たな情報伝達手段の導入について検討する必要がある。
- 提言 52 各種情報機器の操作に習熟した職員の養成が必要である。

### 第3章 地域における情報伝達と避難誘導

#### 地域における情報伝達の改善への提言

- 提言 53 住民は、防災情報に日頃から注意する必要がある。
- 提言 54 戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する必要がある。
- 提言 55 地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図ることが望ましい。
- 提言 56 自治会は、平時から集落内放送の操作に習熟する必要がある。
- 提言 57 地域における避難誘導體制の見直しが必要である。
- 提言 58 消防団及び自主防災組織において、住民の避難誘導などを行う体制を強化することが望ましい。
- 提言 59 水害及び災害の態様に合わせた住民の避難訓練が必要である。

#### 地域における住民の避難行動の改善への提言

- 提言 60 水害時の安全性を高めるためには、住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい。
- 提言 61 水害時の安全な避難の考え方を、住民に周知する必要がある。
- 提言 62 指定避難所の安全性を災害ごとに、明示する必要がある。
- 提言 63 各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく必要がある。
- 提言 64 避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図ることが望ましい。
- 提言 65 屋外避難においては、早期の行動が必要である。

## 災害時要援護者への支援の改善への提言

- 提言 66 地域による災害時要援護者マップの作成が必要である。
- 提言 67 災害時要援護者に関する事前の情報収集と情報共有が必要である。
- 提言 68 地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築する必要がある。
- 提言 69 災害時要援護者に対する避難準備情報等を迅速・的確に伝達する必要がある。
- 提言 70 災害時要援護者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る必要がある。
- 提言 71 災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。

## 自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言

- 提言 72 各関係機関で交通に関する情報連携を行うことが必要である。
- 提言 73 災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。
- 提言 74 地域において、危険箇所への車両流入を抑制できるよう、取り組みを強化することが望ましい。
- 提言 75 町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する必要がある。
- 提言 76 水害時における車での移動の危険性を周知する必要がある。

## 第4章 避難所の設置・運営

### 避難所の設置・運営の改善への提言

- 提言 77 住民の安全な避難場所を確保するため、指定避難所を迅速に開設する体制の整備が必要である。
- 提言 78 浸水対策や非常用通信機器など、避難所施設の整備の充実が必要である。
- 提言 79 避難所運営マニュアルの見直しが必要である。
- 提言 80 避難者の運営体制の構築が必要である。
- 提言 81 避難所への連絡体制を見直す必要がある。
- 提言 82 避難所での避難者の健康管理に配慮する必要がある。

## 第3編 災害救援ボランティア活動の支援体制

### 第1章 災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

#### 町と町社会福祉協議会による災害VCの開設・運営、及びこれに対する応援の体制改善への提言

- 提言 83 平時から行政、社協、関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要がある。
- 提言 84 災害ボランティア活動にかかる意識啓発と災害ボランティアをコーディネートできる人材の発掘、育成、訓練などを実施することが望ましい。
- 提言 85 災害VC本部(または支部)は、活動場所にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する必要がある。
- 提言 86 災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、保健・医療・福祉関係者などが、災害VCと連携して活動することが望ましい。

### 第2章 災害VCの運営と福祉支援活動との関係

#### 災害VCの運営と福祉支援活動との関係改善への提言

- 提言 87 平時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題(支援需要)への対応を検討しておく必要がある。
- 提言 88 災害時にも介護サービスの提供を維持できる体制を構築する必要がある。

### 第3章 その他の被災者支援活動等

#### その他の被災者支援活動等の改善への提言

- 提言 89 地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る必要がある。
- 提言 90 専門的スキルを活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく必要がある。

# 兵庫県台風第 9 号災害検証委員会の報告

兵庫県

## 今後の対応策について

### 県の防災体制

#### 1 本庁・県民局における初動体制の充実

##### 防災のプロの県民局への配置

市町へ迅速かつ適切な助言を行うなど、県民局の防災機能を充実させるため、災害対応を行ったことがある経験者など防災のプロを各県民局に配置する必要がある。

##### 災害対応の拠点となる施設のバックアップ体制の充実

災害対応の拠点となる施設が浸水しないような配慮や浸水した場合の代替施設の確保など、バックアップ体制の充実が必要である。

##### 全庁的な危機管理体制のより早期の立ち上げ

市町等に早い段階から危機意識を持って対応してもらうため、客観的基準で自動的に警戒本部を設置する手法を確立するなど、全庁的な危機管理体制をより早く立ち上げ、外部に示す必要がある。

#### 2 二次災害・再度災害防止のための復旧・復興の推進

##### 二次災害防止に向けた迅速な応急復旧の実施

被災施設の迅速な応急復旧により、二次災害を防止できたことから、今後とも迅速な応急対応ができるよう、必要な資機材の備蓄や速やかな出動体制の整備などに取り組んでいく必要がある。

##### 災害査定制度の見直し

迅速な被災施設の復旧工事に着手するために、国が被災箇所を個別に査定する現行の災害査定制度を見直し、地方の判断で復旧工法を決定し実施できるシステムとすることが望ましい。

なお、その際、国は災害復旧により地方財政を悪化させないよう必要な措置を講じるべきである。



#### 山の適正管理や土砂・流木対策の充実

災害を防止するためには、河川改修に加え、土砂・流木の流出による被害拡大を防止することが重要であり、間伐の徹底や谷筋人工林の整備などの山の適正管理や、風倒木跡地などの荒廃林地下流での砂防えん堤や治山ダム等の整備による山の防災機能の強化に重点的に取り組む必要がある。

#### 中上流部の河川改修と被害軽減対策の推進

河川改修に際しては、上下流バランスに配慮した中上流部の段階的な改修や改修後も氾濫の恐れがある地域における輪中堤・二線堤等の浸水被害軽減のための対応が必要である。

## 災害危険情報の収集・提供

### 3 市町（水防管理団体）への情報提供の充実

#### 水位情報、雨量情報等を欠測させない工夫

水害時に機器の水没や故障等により水位情報や雨量情報などの災害対応上必要なデータの欠測が生じないように、機器類等の設置場所の再点検や、日頃から整備・点検を行う必要がある。

#### 河川監視カメラ等画像情報の充実

市町や住民が危険情報を迅速かつ的確につかむことができる、監視カメラなどを用いた画像情報の提供がこれまで以上に必要である。

#### 上流域における予測情報等の市町への発信

上流の降雨状況や水位上昇速度などを基にした予測される情報を早め早めに市町に発信していく必要がある。

#### 県・市町間のより密度の濃い人的ネットワークの構築

危険性の度合いを危機感を持って伝え、効果的に危険情報を受け取ってもらえるよう、県と市町間の密度の濃い人的ネットワークの構築が必要である。

風水害を想定した訓練の継続的实施

風水害時における県と市町、防災関係機関間の情報共有や連携強化のため、平常時において風水害を想定した訓練の継続的实施が必要である。

#### 4 住民への情報提供の充実

ひょうご防災ネットの普及促進

ひょうご防災ネットは、携帯電話のメール機能を利用して、避難情報や気象情報などを外出中の住民や活動中の消防団員などに対しても迅速に配信できることから、緊急情報の発信には非常に有効であるので、その普及を更に進める必要がある。

様々なメディアを通じた地域の危険情報の提供

地域住民に浸水害や土砂災害などの地域の危険情報を迅速にきめ細かく伝えるため、ケーブルテレビや地域 FM 放送、エリアメールなど様々なメディアを通じた危険情報の提供が必要である。

リアルタイムでの河川の画像情報の提供

住民自らが避難の判断をする手助けとなるよう、危険情報を迅速かつ的確に提供するため、Web カメラ等による河川状況の映像をインターネットやケーブルテレビ等で提供する必要がある。

来訪者、自動車移動者等の被災地外住民への危険情報の提供

地域住民だけでなく、来訪者や自動車利用者などの地域外住民に対し、ラジオやエリアメールの活用などにより迅速かつ的確に災害情報を提供する必要がある。

安全な避難のためのサイレンの活用強化

水位の上昇に伴い住民に危険が迫っていることを知らせるサイレンを安全な避難のためにさらに有益なものにするため、警報音を単純化し誰にでも分かるようにするなどの工夫をする必要がある。

観測情報等が提供されていない地域への危険情報の伝達  
観測情報等の提供状況を点検し、空白のところは情報の種類  
や方法を工夫して、提供する必要がある。

住民と市町が一体となった訓練の継続的实施  
風水害時における住民への迅速・的確な危険情報の伝達のため、  
平常時において住民と市町が一体となって風水害を想定した  
避難訓練を継続的に実施することが必要である。

## 5 土砂災害に関する情報提供の充実

警戒避難体制整備のための土砂災害警戒区域の指定  
市町の警戒避難体制の整備を促進するため、土砂災害警戒区  
域の指定を進める必要がある。

市町に対する避難勧告等の判断のためのきめ細かな土砂災害  
危険度情報の発信

土砂災害警戒情報は市町単位で発表されているが、市町が緊  
急時に避難勧告等を発令するためには、より時間やエリアを絞  
り込んだ補足情報の発信が必要である。また、文字だけでなく、  
空間情報としてのエリア図をつけて出すなどの工夫が必要であ  
る。

住民に対するレベル分けした土砂災害危険度情報の発信

土砂災害警戒情報はレベル化されていないため、住民は土砂  
災害警戒情報発令時において、どの程度危険かということを知  
ることができない。住民が危険度を理解できるようにレベル分  
けした危険度情報を発信していく必要がある。

## 県と国・市町・防災関係機関との連携

### 6 関係機関相互の連携強化

气象台、県、市町間の会話型システムの構築

防災関係機関間においては、災害時においても迅速かつ的確  
な情報共有や協力を求めることが出来るよう、平素からの「顔  
の見える」関係をベースとした連携が必要である。

特に、気象台との関係では、気象台、県、市町間において、情報共有と適切なアドバイス等の発信、受け取りが素早くできる会話型のシステム構築が必要である。

通行規制等に関する行政と高速道路(株)との迅速な情報共有と連携

高速道路の通行止めに際しては、災害時において高速道路利用者に一般道路情報を提供することなどを盛り込んだ、高速道路(株)と県が締結した「災害時における相互協力に関する協定」を活用し、他の道路管理者も含めた迅速かつ綿密な情報共有が必要である。

フェニックス防災システムの活用マニュアルの作成

様々な気象情報、防災情報や水位予測などの情報を提供するフェニックス防災システムの有効活用を進めるため、市町や防災関係機関の職員の実践的活用の習熟に役立つ活用マニュアルを作成する必要がある。

同じ環境やハザードを有した市町間での情報共有・連携の促進

市町の災害対応能力を高めるため、同じ環境やハザードなどを有している市町をグルーピングし、グループ内での情報共有やグループへの助言などが密接に行われる体制づくりが必要である。

## 広域支援体制

### 7 被災市町への支援体制の充実

県の広域支援体制の充実

大規模災害が発生した場合に、災害対応のノウハウや専門職員の不足、庁舎の被災などにより初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった被災市町に対し、災害対応の知識や経験を有する県や市町の職員などを派遣して、被災市町を県レベルで支援する仕組みを構築する必要がある。

家屋被害認定士を早期に派遣する仕組みの構築

り災証明発行のための被害調査が迅速に行えるよう、県が育

成した家屋被害認定士などをより迅速に派遣できるしくみの構築が必要である。

#### ボランティアの需給調整システムの充実

ボランティアが特定の市町や一部の地域に集まるなど、需給のアンバランスが一部で生じたことから、地域の実情に応じ、被災者ニーズとボランティア活動をマッチングさせるシステムの充実が必要である。

### 8 被災住宅の再建・応急補修に関する支援の充実

#### フェニックス共済の加入促進・全国への普及

被災者の生活復興を支援するため、フェニックス共済をさらにPRし、加入促進を図るとともに、全国民を対象とした制度となるよう国等に働きかける必要がある。

#### 生活再建支援制度の拡充

半壊世帯への支給対象の拡大など被災者生活再建支援制度の拡充について、国に要望する必要がある。

## 市町が実施する避難対策に対する支援

### 9 避難勧告等の発令判断基準の策定・見直しの徹底

避難勧告や避難指示等の発令判断基準の未作成の市町に対して必ず作成するよう指導するとともに、策定済の市町においても再点検を行い、避難すべき区域の事前設定など、基準を充実するよう求めていく必要がある。

### 10 ハザードマップの活用による安全な避難方法の周知

#### ハザードマップの充実と啓発活動の推進

住民の判断力や地域の防災力を高めるため、ハザードマップのわかりやすさや情報の充実とともに、住民に対する啓発活動などの市町の取り組みを支援する必要がある。

#### 地域におけるハザードマップづくりの促進

自治会等において状況に応じた対応ができるように地域（集落）ごとでのハザードマップ作りの促進に努めていく必要がある。また、効果を高めるため、地域のハザードマップは専門家

の力を借りて作成する必要がある。

適切な避難行動のあり方を指南するハザードマップの作成  
避難時において適切に行動ができるよう、家屋構造と立地場所の流速、水深などから適切な行動のあり方を指南する機能を有したハザードマップの作成を市町に働きかける必要がある。

浸水域として示されていない地域における浸水可能性の注意喚起

ハザードマップの利用にあたっては、浸水域として示されていない地域でも、降雨状況によっては浸水する可能性があることを住民に注意喚起しておくことなどを、市町に徹底する必要がある。

## 1 1 安全に避難するための情報提供

避難行動がイメージできる情報伝達

「浸水が始まれば避難所に避難することは非常に危険なので、自宅や近隣の2階に避難して下さい」、「土砂災害の危険性が高いが逃げ遅れた場合は、2階で、しかも山側でない部屋に逃げて下さい」など、具体的な避難行動がイメージできる情報伝達を市町に求める必要がある。

現況の危険度合いを示す情報の提供

避難情報を待ってから避難するのでは遅いこともあるので、「避難所に行きなさい」という避難型情報だけではなくて、現況がどれくらい深刻なのかなど、住民が自ら適切な行動を判断できる情報を伝えるよう市町に求める必要がある。

## 1 2 避難所・避難路の点検の徹底

安全な避難所・避難経路の設定・見直し

避難所や避難経路は、災害に対して住民の安全を確保できることが基本であるが、必ずしもあらゆる災害に対して好条件の場所に確保できているとは限らないことから、市町の実施する安全な避難所・避難経路の設定・見直しについて適切な助言等

を行う必要がある。

#### 夜間における避難路の安全対策の実施

夜間における避難もあり得ることから、照明の確保など夜間における避難路の安全対策を実施するよう、市町に対して適切な助言等を行う必要がある。

#### 福祉避難所の確保

一般の避難所での生活が困難な災害時要援護者に対応するため、要援護者に十分なケアを提供できる福祉避難所を事前に指定しておくよう市町に求める必要がある。

### 1 3 災害時要援護者支援体制の整備促進

#### 避難準備情報の発令の徹底

災害時要援護者の避難には時間がかかることを勘案し、市町に対し、早い段階で避難準備情報を提供するよう指導する必要がある。

#### 災害時要援護者に配慮した情報伝達手段の確保

災害時要援護者は通常の情報伝達手段では情報入手が困難な場合があるため、確実に情報が伝わる伝達手段を事前に定めておくなど、災害時要援護者に配慮した情報伝達手段の確保を市町に求めていく必要がある。

### 1 4 孤立可能性集落での備えの充実

孤立可能性のある集落を有している市町へは、孤立した場合でも速やかな救援が得られるように、孤立可能性集落における通信手段やヘリコプター離発着場適地の確保など、事前の備えを十分に行うよう市町に求めていく必要がある。

## コミュニティにおける防災力の向上に対する支援

### 1 5 住民一人ひとりの防災力向上を目指した支援の充実

#### 自助・共助意識の喚起

災害時には、住民一人ひとりの置かれている状況が異なることから、行政に頼りきりになるのではなく、住民自らが状況を判断して適切な行動を選択することが重要であり、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助意識・共助意識の喚起が必要である。

住民に対する危険情報の意味や地域の災害履歴等の普及啓発  
今後の防災・減災に役立てるため、災害の経験を語り継ぐことや、局地的大雨などの最近の災害の特徴、土砂災害警戒情報や水防情報などの意味、内容について住民に理解してもらえよう普及啓発活動を行う必要がある。

#### 住民による地域の安全・危険情報の把握のための支援

洪水、土砂災害などによる被害範囲や避難場所などの情報を示すハザードマップ等を通じた住民自らによる地域の安全・危険情報の把握などの取り組みについて、専門家を派遣するなど、県や市町は積極的に支援する必要がある。

住民による避難時の判断力、適切な避難行動を身につけるための知識の習得

住民が自ら避難等について判断し適切な避難行動が出来るよう、地域の実情を把握するとともに、状況に応じた対応行動などを学ぶ必要があり、県や市町は住民のこれらの行動を積極的に支援する必要がある。

### 1 6 地域の防災力向上を目指した支援の充実

#### 地域において状況に応じた対応ができるような情報の提供

自治会が自主避難を呼びかけるなど、地域において状況に応じた対応ができるように、個人や地域での判断力を高めるとともに、県や市町は判断に必要な情報を提供できるようにする必



要がある。

#### 消防団の団員の確保と活動の充実強化

消防団は地域の安全・安心を支える要であり、団員の確保を図るとともに、自主防災組織への指導・支援や地域コミュニティ活動への幅広い参画など、活動の充実強化を図る必要がある。

#### 地域全体で安全・安心を支えるネットワークづくり

水害時に大きな役割を果たしている消防団や自主防災組織に負担がかかりすぎている面もあり、これら地域防災の核となる団体のほか、自治会、婦人会、PTA、学校、NPOや企業などとの協議の場や交流の機会を設けて、相互理解を深めるとともに、合同で防災訓練を実施することにより連携強化を図るなど、地域全体で災害対応をカバーするネットワーク作りが必要である。